

## 第4章 初等中等教育の充実

### 総論

教育は、子供たち一人一人の人格の完成を目指すものであり、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠です。また、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命もあり、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。特に、昨今では、グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。

このような時代の中で子供たちへの教育を一層充実していくよう、文部科学省では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、学習指導要領が目指す教育の実現、学校における働き方改革の推進、科学技術系人材を育成するための理数教育の推進、グローバル人材の育成に向けた教育の充実、キャリア教育・職業教育の推進、高等学校改革の推進、教科書の充実、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、道徳教育の充実、人権教育の推進、子供の健康と安全の確保、きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員の資質能力向上や指導體制の整備、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり、少子化に対応した活力ある学校づくりの推進、夜間中学の設置・充実の促進及び幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実など、様々な施策を実施しています。

### 第1節 学習指導要領が目指す教育の実現

学習指導要領は、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校の教育課程の大綱的な基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものであり、これまで、おおむね10年ごとに改訂してきています。令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視しています。その上で、子供たちの「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を通して、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことを目指しています。

#### 1 学習指導要領について

近年、情報技術の急激な進展を背景とした人工知能（AI）の飛躍的な進化やグローバル化の進展などに伴い、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。一人一人の子供たちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

このような時代において、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確

実に育成するため、平成28年12月に中央教育審議会では取りまとめられた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を踏まえ、29年から31年に学習指導要領等の改訂が行われました。この学習指導要領等は、幼稚園では30年4月から、小学校では令和2年4月から、中学校では3年4月から全面実施され、高等学校では4年4月から年次進行で実施されています。また、特別支援学校についても、幼・小・中・高等学校学習指導要領等に合わせて実施されています。

## （1）学習指導要領の基本的な考え方

### ①「社会に開かれた教育課程」の実現

学習指導要領では、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成することを目指しています。そのためには、学校が社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠です。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があります。そこで、学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性について明記しました。

### ②「何ができるようになるか」を明確化

「社会に開かれた教育課程」を実現する観点からも、「何のために学ぶのか」という学習の意義について、各教科等で育成を目指す資質・能力という形で、できるだけ分かりやすく示すことが重要です。学習指

導要領では、「生きる力」を子供たちに育むため、各教科等の指導を通して子供たちに育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱として示しました。全ての教科・科目等の目標及び内容も、この資質・能力の三つの柱で再整理しています。

### ③「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

こうしたこれからの時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した授業改善を図っていくことが必要です。学習指導要領において、学びの質を高めていくための授業改善の視点として示しているのが、「主体的・対話的で深い学び」です。「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材などのまとまりの中で、例えば主体的に学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、子供たちが考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で行っていくことが重要です。

### ④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育課程は学校におけるあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から学校の組織運営がなされる必要があります。このことを踏まえ、学習指導要領では、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるものとするについて次の三つの側面を示しました。

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善

を図っていくこと

- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること

各学校においては、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置づけを意識しながら取り組むことが重要です。

### ⑤教育内容の主な改善事項

#### (ア) 言語能力の確実な育成

言葉は、学校という場において子供たちが行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、ますます重視していく必要があります。学習指導要領においては、言語能力を支える語彙の段階的な習得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組を進めることとしています。

#### (イ) 理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供を増やしていくことや子供の才能を見だし伸ばしていくことが重要です。学習指導要領においては、算数・数学、理科で育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実により学習の質を向上させることとしています。

#### (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理

解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

#### (エ) 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施され、高等学校では、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の実施や地域教材の活用など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援するとともに、授業動画等を掲載する「道徳教育アーカイブ」の充実を図っています。

#### (オ) 体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意義です。学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動の充実や自然の中での集団宿泊活動、職場体験を重視するといった体験活動の充実を進めることとしています。

#### (カ) 外国語教育の充実

学習指導要領では、小・中・高等学校を通じた五つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」）の言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指しています。

小学校中学年の外国語活動では、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の音声面を中心とした三つの領域で外国語に慣れ親しんだ上で、高学年からは、発達の段階に応じて「読むこと」、「書くこと」を加え、教科として学習を行っています。中学校では、小学校での学びを踏まえ、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、高等学校と同様に、授業を英語で行うことを基本としています。また、高等学校では、五つの領域を総合的に育成する科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、発信力の強化に特化した科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定しています。

#### (キ) 情報活用能力の育成

学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとしています。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切かつ効果的に活用した学習活動の充実に配慮することとしています。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・発信・共有等を行うことができる力であり、さらにこのような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

#### (ク) 国旗・国歌の指導

学校における国旗・国歌の指導は、子供たちに我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する

態度を育てるために、学習指導要領等に基づいて行っているものです。

平成11年8月には「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置づけられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい理解がさらに進められました。

学習指導要領においては、小・中学校の社会科において我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう指導することとしているとともに、小学校の音楽科において、国歌を「歌えるよう指導すること」としています。加えて、小・中・高等学校の特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定しています。

また、平成30年4月から実施されている幼稚園教育要領においては、「国旗に親しむ」ことに加え、国歌などに親しんだりすることを新たに規定しています。なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針においても幼稚園教育要領と同様の内容が定められました。

文部科学省では、引き続き、全ての学校において学習指導要領に基づいた国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導することとしています。

## (2) 学習指導要領の着実な実施に向けた取組

学習指導要領の理念を確実に実現するためには、その趣旨を広く周知するとともに、その実施に必要な人材や予算、時間、情報、施設・設備といった資源をどのように整えていくのかという条件整備等が必要不可欠です。

文部科学省では、趣旨の周知・徹底の取組として、文部科学省主催の説明会の開催や各教科等の改訂のポイントを解説する動画の作成などを行っています。

また、保護者や地域の方々、産業界等を

含め多くの方と学習指導要領の趣旨・内容を広く共有するための周知・広報活動も行っています。

そのほか、教科書など教材の改善・充実、全国の優れた教育実践の収集・共有、研修に係る指導・助言など一つ一つの施策に引き続きしっかりと取り組むとともに、学校や教師の業務の役割分担や適正化による業務負担の軽減や、教職員定数の改善や外部人材の活用を通じた学校の指導・事務体制の効果的な充実を図るなど、学習指導要領の着実な実施に取り組んでいます。

また、令和3年1月に中央教育審議会において「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。中央教育審議会で取りまとめられた答申を踏まえ、文部科学省において学習指導要領等との関係を整理した参考資料を公表しています。なお、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等について、4年9月に有識者会議の「審議のまとめ」が取りまとめられ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実という考え方の下、取組を進めるべきことが示されました。これを受け、文部科学省では、支援の推進に取り組んでいます。

### (3) 教育課程の基準の改善等に向けた取組

文部科学省では、今後の教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年から研究開発学校制度を設けています。この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、研究開発を行おうとする学校を「研究開発学校」として指定した上で、現行の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法等を開発していこ

うとするものです。

これまでの研究開発の成果は、学習指導要領の改訂に関する中央教育審議会における審議等の中で、具体的な実証的資料として生かされてきています。例えば、平成29・30年の学習指導要領改訂においても、育成を目指す資質・能力、小学校における外国語教育、高等学校における新設科目である「歴史総合」、「公共」などに、その研究成果が活用されています。

また、学校が、地域の実態に照らしたより効果的な教育を実施できるよう、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認める教育課程特例校制度を設けています。さらに、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資する教育をより効果的に実施するため、総枠としての年間授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成して教育を実施することができる授業時数特例校制度を令和3年7月に創設し、4年度から指定を開始しました。

## 2 我が国の子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では「全国学力・学習状況調査」を実施するとともに、「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」、「OECD生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」に参加しています。これらの調査結果を踏まえ、世界トップレベルの学力・学習意欲等を育むための取組を一層推進することが重要です。

### (1) 全国学力・学習状況調査の実施

文部科学省では、平成19年度から、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握する「全国学力・学習状況調査」を毎年4月に実施しています。

この調査は、①義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、

教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、②学校における個々の児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、③以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善を確立することを目的として実施しています。教科に関する調査は、国語と算数・数学について毎年度実施するとともに、平成24年度、27年度、30年度及び令和4年度調査では理科、平成31年度（令和元年度）及び令和5年度調査では中学校で英語についても実施しました。また、教科に関する調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等に関する質問紙調査も行っています。

令和4年度の教科に関する調査の結果からは、学習指導要領で改善・充実された内容に係る出題に関し、例えば、①自分の考えが伝わる文章になるように根拠を明確にして書くことや、②データの特徴や傾向を読み取ること、③科学的な探究の過程で考察の妥当性を検討して改善することなどに課題が見られました。また、質問紙調査の結果からは、①理科に関する興味・関心等について、前回の平成30年度と比べて特に中学校の生徒で肯定的な回答が増加していることや、観察や実験の授業を行った頻度が減少した一方で、観察や実験に関する指導改善の取組が進んでいること、②ICTの授業での活用頻度や、ICT活用に関する研修機会や専門スタッフの配置などのサポート体制が増加していること、③新型コロナウイルス感染症の影響については、ほとんどの学校において、令和3年度の臨時休業等の日数が10日未満であり、臨時休業等の日数と平均正答率との間に相関は見られなかったことなどの結果が見られました。

文部科学省及び国立教育政策研究所では、調査結果を踏まえた教育指導の充実や学習状況の改善に向けた取組への支援として、①設問ごとに分析結果や指導改善のポイントを示した「報告書」の作成、②課題が見られた事項について、授業の改善・充

実を図る際の参考となるよう授業のアイデアの一例を示した「授業アイデア例」の作成、③調査結果を活用した指導改善に向けた説明会の開催、④都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うための学力調査官等の派遣、⑤教育委員会・学校における調査結果を活用した優れた学校改善の取組事例の収集・普及、⑥調査結果を活用した専門的な追加分析などを行っています。

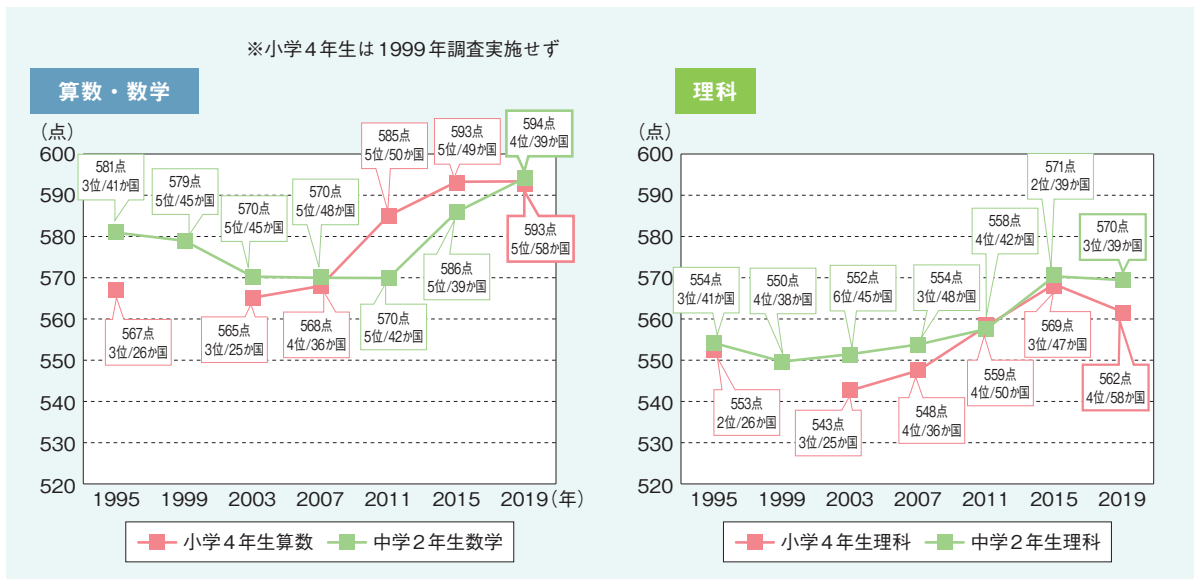
また、全国学力・学習状況調査のCBT化(Computer Based Testing)については、ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な観点から検討を行い、令和3年7月に「最終まとめ」を取りまとめました。本「最終まとめ」を踏まえ、6年度からの順次CBTの導入に向けて、3年度から試行・検証に取り組んでいます。

## (2) 国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS：ティムズ)

国際教育到達度評価学会 (IEA) では、児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の教育上の諸要因との関係を明らかにするため、小学校4年生、中学校2年生を対象として「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)」を4年ごとに実施しています。

2019 (平成31) 年調査における教科調査の結果では、日本は、前回調査と比べ、小学校理科の平均得点が有意に低下しているものの、国際的に見て引き続き上位に位置していることが明らかになりました (図表2-4-1)。質問紙調査について、算数・数学、理科の「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は、前回調査と比べ、小学校・中学校いずれも増加していますが、小学校理科以外ではその割合が国際平均を下回っているなどの課題もあります。文部科学省では、児童生徒の学力・学習意欲の更なる向上に向け、学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、理数教育の充実、情報活用能力の育成のための指導の充実等に取り組んでいくこととしています。

図表 2-4-1 TIMSS平均得点及び順位の推移

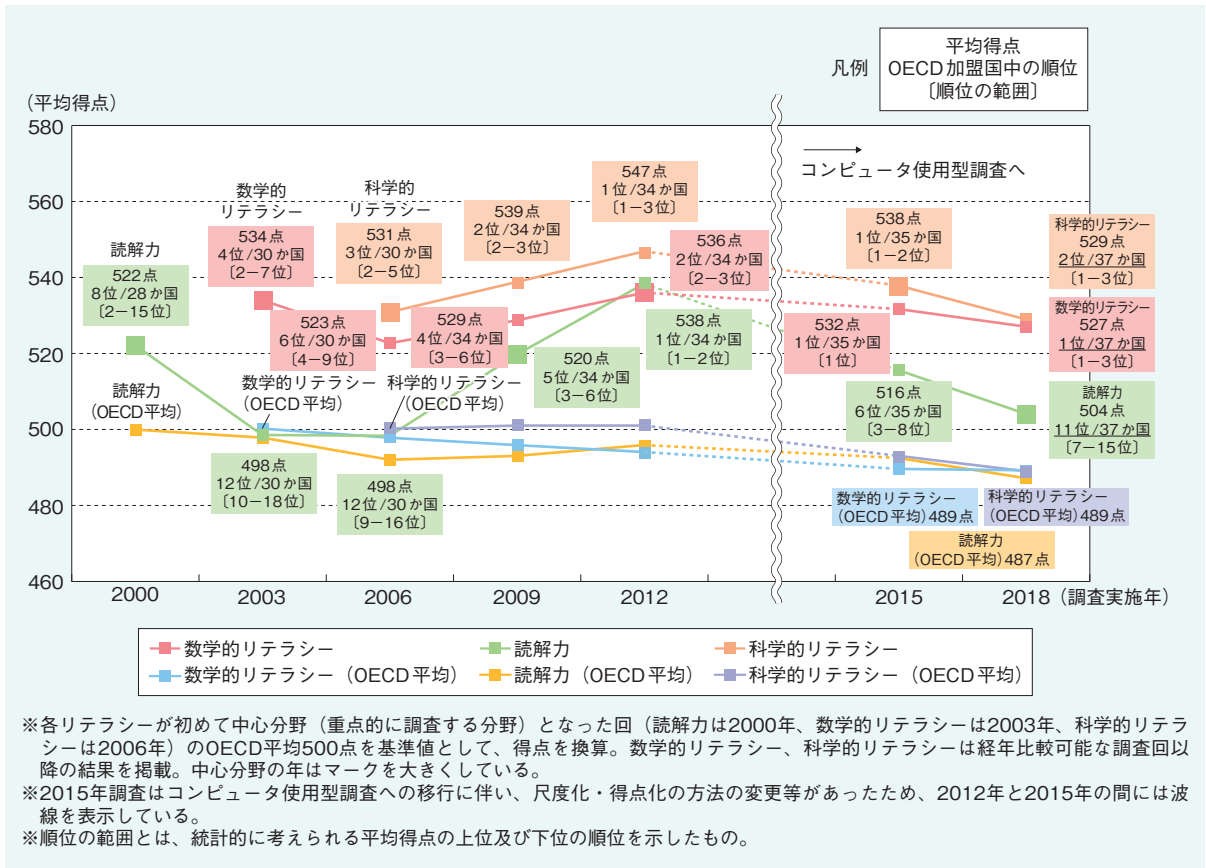


### (3) OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA : ピザ)

OECDでは、義務教育修了段階の15歳児（日本は高等学校1年生）が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、「生徒の学習到達度調査（PISA）」を実施しています。調査は、2000（平成12）年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について行われています。（2021（令和3）年調査は新型コロナウイルス感染症の影響により2022（令和4）年へ1年延期。）また、2015（平成27）年調査から、従来の筆記型調査からコンピュータ使用型調査へ移行しました。2018（平成30）年調査の結果からは、日本は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーにおいて、国際的に見ると2015（平成27）年調査に引き続き、平均得点が高い上位グループに位置していることが分かりました。一方、読解力は、OECD平均よりも高得点のグループに位置していますが、2015（平成27）年調査と比較すると、平均得点が有意に低下しています（図表2-4-2）。読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的良かった問題としては、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信憑性を評価する問題

などがありました。また、生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業でのデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中最下位でした。文部科学省では、PISAにおける課題に対応した学習指導要領を着実に実施し、読解力等の言語能力や情報活用能力の確実な育成を図るとともに、学校ICT環境整備の加速化に向けた取組などを推進することとしています。

図表 2-4-2 PISA平均得点及び順位の推移



## 第2節 学校における働き方改革の推進

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する教師に質の高い人材を確保することは必須であり、抜本的に教職の魅力向上をさせることは喫緊の課題となっています。そのため、教師の長時間勤務の是正は待ったなしであり、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子供たちにとっても、我が国や社会にとってもあってはならないことです。

平成31年1月には、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(以下、「答申」という。)が取りまとめられました。

この答申も踏まえ、文部科学省では、教

師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするため、学校における働き方改革に取り組んでいます(図表2-4-3)。



図表 2-4-3 学校における働き方改革の推進

### 学校における働き方改革の推進

文部科学省

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

**● 勤務に係る制度（給付法）改正**（令和元年12月公布、①はR.2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ  
 ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

**● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進**  
（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

<p><b>少人数学級の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備</li> </ul>	<p><b>小学校高学年における教科担任制の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ</li> <li>報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進</li> </ul>	<p><b>支援スタッフの配置支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援</li> <li>情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）</li> <li>教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）</li> </ul>	<p><b>部活動の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行に向けて、令和3年度から実践研究を実施し、事例集等を通じてその成果を全国展開</li> <li>ガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す</li> </ul>
<p><b>教員免許更新制の発展的解消等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法改正による現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消</li> <li>新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力を身につけられる研修の実施</li> </ul>	<p><b>ICT環境の整備支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備</li> <li>ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開</li> <li>校務の情報化に関する専門家会議での議論を取りまとめ、R5.3に同会議の提言を公表</li> <li>次世代の校務デジタル化に係る実証事業を推進</li> </ul>	<p><b>学校向け調査の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクラップ＆ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。</li> <li>※国の定期的な調査件数（H19：34件→R4：26件）</li> <li>統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定</li> </ul>	<p><b>全国学力・学習状況調査のCBT化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む</li> </ul>

**● 自治体や学校における改革サイクルの確立**

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表**
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2、R5.3）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2、R5.3）等）

**● 勤務時間の客観的な把握の徹底**

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握を徹底するための環境整備の推進

実施割合（R4.9.1時点）	
都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	93.3%

**● 業務の見直し・削減**

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

**● 各取組の推進**  
（例） 上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校開庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

**● スクラップ＆ビルドを原則とした施策推進**

**● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進**

**● 地域・保護者等との連携**  
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

**令和4年度の時間外在校等時間の状況【教諭】**  
（令和4年度勤務実態調査を踏まえた年間を通じた推計）  
 小学校：月約41時間、中学校：月約58時間

➡ **令和4年度教員勤務実態調査の速報値を踏まえ、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等に関し、学識経験者からなる研究会において報告とりまとめに向けた分析を進めるとともに、中央教育審議会に諮問し（令和5年5月）、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討**

学校における働き方改革は、何か一つをやれば解決するというものではなく、特効薬のない総力戦です。国・学校・教育委員会がそれぞれの立場において、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要です。文部科学省では学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすため、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、学校における働き方改革の一層の加速化を図り、着実に施策を展開してきました。

り」のため、一年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月4日に成立、同月11日に公布され、「指針」は2年4月1日、一年単位の変形労働時間制は3年4月1日に施行されました（図表2-4-4）。

## 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立について

学校における働き方改革の取組をさらに進めるための一つのきっかけとなるよう、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、休日の「まとめ取

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

## 概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する。

## 1. 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確認すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする（※）。

## ※改正の内容

- ・一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

## 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

## 施行期日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（第5条関係）については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（第7条関係）については令和2年4月1日

## 2 勤務時間管理の徹底と学校・教師の業務の適正化等

まず何よりも、客観的な勤務時間の把握は、働き方改革を進めていく上で必要不可欠なスタートラインであり、さらに、労働安全衛生法等の改正により、タイムカードなどの客観的な方法等による労働時間の状況の把握が公立学校を含む事業者の義務として法令上明確化されました。「指針」においても、在校等時間はできる限り客観的な方法により計測することとされています。

文部科学省としては、地方自治体に対して指針を踏まえた勤務時間管理の徹底を求め、客観的な勤務実態の把握を前提に教職員加配や外部人材等の配分をするとともに、進捗状況等のフォローアップや事例等の情報発信を行うこと等を通じて、全国すべての学校において客観的な方法による勤務時間把握が行われることとなるよう、政策を総動員して取り組んでいるところです。

また、学校における働き方改革を進めるためには、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を

抜本的に変え、教師でなければできないことに教師が集中できるよう業務の適正化を図っていく必要があります。

答申において、「教師でなければできない業務とは何か」という視点から、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務の在り方に関する考え方（図表2-4-5）が示され、文部科学省、教育委員会等、各学校はそれぞれこの考え方も踏まえた業務の適正化に向けた取組が求められています。

特に、文部科学省には、社会全体に対し、何が教師本来の役割であるのかというメッセージを発信し、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことが求められており、文部科学大臣メッセージの発信や、学校における働き方改革の趣旨・目的等を分かりやすくご理解いただくための公式プロモーション動画の作成などに取り組んできたところです。

各教育委員会には、各地域で発生する業務について誰が担うべきかの仕分けや学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築等

が、各学校には、校長による業務の大胆な削減や教職員一人一人による業務見直しの機会の設定等が求められています。

さらに、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないようにするため、労働安全衛生の観点から必要な環境を整備することも必要です。教師が心身ともに健康に教育に携われるよう、労働安全衛生体制整備やストレスチェックの実施、教職員の意識改革に向けた研修や人事評価等も求められています。

加えて、学校においては、学校として子

供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するのかという学校マネジメントがますます重要になっています。また、主幹教諭や指導教諭等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮する組織運営や、ミドルリーダーによる若手支援、事務職員の活躍に加え、校内委員会・校務分掌の整理統合や管理職のマネジメント能力向上など、学校の組織体制の在り方についての見直しも求められています。

図表 2-4-5 学校・教師が担ってきた代表的な業務の考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

### 3 改革サイクルの確立

答申においては学校における働き方改革を進めるために、文部科学省、都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、設置者、校長などの管理職、一人一人の教職員が、自らの権限と責任に基づき、それぞれの立場で取り組むべきことが指摘されています。これを踏まえ、文部科学省から教育委員会等に対して、平成31年3月18日に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」通知をし、各学校における業務改善及び勤務時間管理等の一層の促進に向けて、教育委員会や学校に対して取組を促してきましたが、この働き方改革が各教育委員会や学校において自走していく仕組みが重要です。

#### (1) 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の実施

各教育委員会等における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表や優良事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促進するため、平成30年度までの「教育委員会における学校の業務改善取組状況調査」を抜本的に見直し、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を令和元年度から新たに実施し、4年度についても12月に公表しました。客観的な方法による勤務実態の把握を実施している自治体は3年度調査で100%となった都道府県・指定都市教育委員会に加え、市区町村教育委員会においても4年度には93.3%と実施割合が前年度から7.4%伸び、様々な取組の前提となる適正な現状の把握が全国的に進んできています。客観的な勤務実態の把握は、法令上義務付けられてお

り、かつ、働き方改革のスタート地点でもあるため、一刻も早く全国すべての都道府県・市区町村において行われるよう、引き続き、進捗状況等をフォローアップしていきます。

また、令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「〔令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査等に係る留意事項について（通知）（4年1月28日付け 初等中等教育局長通知）〕の補足事項（5年2月3日付け 初等中等教育局財務課長、企画課長通知）」では、各教育委員会及び各学校において、調査結果等を踏まえ、十分に進んでいない取組等を検証することや、特に留意いただきたい事項として、勤務時間管理の徹底等、働き方改革に係る取組状況の公表等、学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化の推進、ICTを活用した校務効率化について通知しました。

## (2) 全国の学校における働き方改革事例集の公表

各教育委員会から提供のあった好事例を中心に、「学校における働き方改革～取組事例集～」を令和2年2月に公表しました。さらに、全国の学校から集めた事例を、削減目安時間を記して分野ごとにまとめるとともに、GIGAスクール構想による一人一台端末の普及に伴い、教職員のICT環境も大幅に整備が進むことを想定し、ICT環境を活用した校務効率化の例についても紹介したり、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像を作成・公開したりするなど、内容の充実を図っています。5年3月には、各学校において自校の働き方改革の取組状況を把握し、更なる業務改善に活用できる「働き方改革チェックシート」を新たに掲載するとともに、「事務職員による働き方改革」に焦点を当てた特集や「学校・保護者等間の連絡手段のデジタル化導入のポイント」を追加しました（図表2-4-6）。

図表 2-4-6 全国の学校における働き方改革取組事例集

### 「全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）」



「全国の学校における働き方改革事例集」を令和5年3月に改訂。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に加え、新たに「事務職員による働き方改革」に焦点を当てた特集を掲載。実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も引き続き紹介。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例に加え、自校の取組を体系的に把握し、更なる取組の検討や振り返りに活用できる「働き方改革チェックシート」を新たに掲載。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介するとともに、「学校・保護者等間の連絡手段のデジタル化 導入のポイント」を追加。

**Part1** 学校レポート  
私たちの働き方改革

<ドキュメンタリー映像> <特集ページ>

ゼロから始める！  
ICTを活用した  
校務効率化

見逃さず！  
教員業務支援員が  
活躍している  
学校のヒミツ

教員業務支援員が  
活躍している  
学校のヒミツ

【小学校編】 【中学校編】

**Part2** 事例で知る  
業務改善の具体的方法

<働き方改革チェックシート>

読み込むと、Excelのダウンロードが始まります

**Part3** 明日からできる  
グループウェア活用法

<学校・保護者等間の連絡手段の  
デジタル化 導入のポイント>

※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版） 文部科学省



### (3) 学校における働き方改革フォーラムの開催

本事例集を含め、教育委員会や学校現場において取り組まれている働き方改革に向けた優良事例を広く展開し、教育委員会や学校における実践につなげるため、「学校の働き方改革フォーラム」を令和2年1月から毎年開催しており、より広く学校現場や教育委員会で具体の取組の参考となるよう、その様子を文部科学省公式YouTube等で公開しています。

令和5年度においては、学校の業務改善に向けて、民間事業者等の専門的な知見を生かした伴走型の支援を行う実証研究を行う予定であり、今後もこれらの情報を継続的に発信して好事例の横展開を図るとともに、進捗状況等をフォローアップし、教育委員会や各学校における積極的な取組が着実に進むよう「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。

### 4 学校における条件整備

学校における働き方改革の実効性を高めていくためには、こうした取組に加えて教育条件の整備が重要であり、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、令和5年度予算において、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教員業務支援員、中学校における部活動指導員の配置などの支援スタッフの充実、学校における働き方改革推進事業などに必要な予算を計上しています\*1。特に、教員業務支援員については、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等を通じて、教師の業務負担の軽減に大きな役割を果たしており、同年度予算においては前年度当初予算に比べて10億円の増額となっています。

### 5 令和4年度教員勤務実態調査の実施と速報値の公表

令和5年4月には、「教員勤務実態調査」(令和4年度)の速報値を公表しました。今回の調査結果からは、平成28年度に実施した前回の調査に比べて、①全ての職種で、平日・土日ともに在校等時間が減少していること、②業務内容別では、成績処理や学年・学級経営、学校行事、部活動など様々な業務で減少が見られること、③働き方改革の取組に一定の進捗が見られることや、学期中と長期休業期間中で繁閑の差が大きいことなどが明らかになりました。今回の調査結果を基に推計した年間を通じた教諭の月当たりの時間外在校等時間は、小学校は約41時間、中学校は約58時間となっており、依然として長時間勤務の教師も多く、引き続き取組を加速させていく必要があります。

### 6 更なる検討

令和5年5月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」諮問し、(1)教師の勤務制度を含めた更なる学校における働き方改革の在り方、(2)教師の処遇改善の在り方、(3)学校の指導・運営体制の充実の在り方、について総合的な検討を要請しました。同月、初等中等教育分科会の下に「質の高い教師の確保特別部会」が設置されたところであり、施策を迅速かつ着実に実施していくために、審議の状況に応じ、逐次取りまとめることも含め、6年の春頃に方向性を示すことを一つの目途として検討が進められています。

\*1 参照：第2部第4章第12節

# 科学技術系 人材を育成 するための 理数教育の 推進

## 1 理数好きな子供の増加につ ながる取組

文部科学省では、理数教育を着実に実施するため、教員によって負担の大きい実験の準備・調整等の業務を軽減するための理科観察実験アシスタントの配置支援や、「理科教育振興法」に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における観察・実験に係る実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めています。

科学技術振興機構では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、女子学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等を通して女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起し、理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」等の取組を実施しています。

## 2 子供の才能を見いだし伸ば す取組の充実

文部科学省では、平成14年度から、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」に指定し、科学技術振興機構を通じて支援を行うことで、生徒の科学的な探究能力などを培い、将来の国際的な科学技術人材の育成を図っています。令和5年度においては、これまでの成果を基にSSHの取組を展開・普及することを主な目的として4年度に新たに導入した「認定枠」も含め、全国218校の高等学校等が特色ある取組を進めることとしています。

科学技術振興機構では、平成29年度から、理数分野で特に突出した能力のある小中学生を対象に、その能力の更なる伸長を図るため、特別な教育プログラムを提供する大学等を「ジュニアドクター育成塾」において選定し、支援しています。また、26年度から、意欲・能力のある高校生等を対象に、国際的な科学技術人材を育成するプログラムの開発・実施を行う大学等を「グローバルサイエンスキャンパス」において選定し、支援しています。

さらに、全国の高校生等が学校対抗・チーム制で理科・数学等における筆記・実技の総合力を競う場として、中学生を対象とした「第10回科学の甲子園ジュニア全国大会」を兵庫県姫路市文化コンベンションセンター「アクリエひめじ」で開催し、富山県代表チームが優勝しました。また、高校生等を対象とした「第12回科学の甲子園全国大会」をつくば国際会議場、つくばカピオで開催し、神奈川県代表の栄光学園高等学校が優勝しました。

このほか、科学技術振興機構では、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っています。国際科学オリンピックの国内大会の参加者数は、令和4年度は1万8,369人となっています。同年度の国際科学オリンピックの日本代表選手は、金メダル11個、銀メダル11個、銅メダル7個の合計29個のメダル等を獲得しました。

## 第4節

## グローバル社会における人材育成に向けた教育の充実

初等中等教育段階から国際的な視野を持ちグローバルに活躍できる人材を育成するため、文部科学省では、小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の留学・国際交流の促進、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の展開や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

## 1 グローバル社会の中で特に求められる力

グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど「社会を生き抜く力」を身に付ける過程の中で、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化多様性の理解、日本人としてのアイデンティティーなどを培っていくことが、一層重要になってきます。

これらを踏まえ、文部科学省では以下に述べるように小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の留学・国際交流の促進、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の展開や国際理解教育の推進に取り組むとともに、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

また、国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国の歴史や伝統文化、国語に関する教育を推進していくこと

も重要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

## 2 英語をはじめとした外国語教育の強化

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

文部科学省では、学校教育における取組として、学習指導要領の着実な実施を支える教育環境の整備に努めており、小学校中学年の外国語活動に対応する教材“Let's Try!”を作成し、児童用冊子、教師用指導書、教師用デジタル教材を希望する全ての学校に配布するとともに、教師の指導力・英語力向上のため、オンライン形式の研修を実施しています。さらに、現職の小学校教師が中学校教諭免許状を取得できる免許法認定講習を開設するほか、授業実践例や学習指導要領のポイントをまとめた動画を、文部科学省のYouTubeチャンネル「mextchannel」に掲載するなど、授業改善に向けた支援を行っています。

こうした取組に加え、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を推進するなど、外国語指導助手（ALT）の配置充実に努めています。

また、英語以外の外国語についても、学習指導要領に基づいたカリキュラムの研究や研修等を支援する「グローバル化に対応した外国語教育推進事業」を実施しています。

## 3 高校生の留学・国際交流

## (1) 高校生留学の促進等

教育振興基本計画（令和5年6月閣議決

定)において、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが目標に掲げられています。

また、令和4年9月から教育未来創造会議において、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資について議論が始まり、5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」が取りまとめられ、高校段階の留学生についても大幅な増を目指すことが示されました。

文部科学省では、従前から高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。具体的には、自治体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を年間1,360人程度の高校生を対象に実施するほか、都道府県における高校生留学を推進するため、国際交流や留学への関心を喚起するための啓発活動、教員向けの研修、留学に関する相談や関係機関との調整等に対応する留学支援員の配置などを支援し、留学への機運醸成に取り組んでいます。

また、各地方公共団体や高等学校等におけるオンラインでの国際交流事例を、文部科学省ウェブサイトにおいて紹介しています。

このほか、著名な科学者による講義や他国からの参加高校生との交流を深める「オーストラリア科学奨学生(ハリー・メッセル国際科学学校)事業」に高校生を派遣するための選考及び支援を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年度はオンラインにより実施してしまし

た。

グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定や「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージ「新・日本代表プログラム」において高校段階からの留学への支援を充実するなど、海外経験・留学支援に係る取組を促進していきます。

## (2) 外国人高校生の受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する上で重要です。

文部科学省では、民間の高校生留学・交流を扱っている団体を通じて、海外で日本語を学習している外国人高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「異文化理解ステップアップ事業」を実施しています。令和4年度は15か国108人の高校生を招致しました。

また、平成30年度から、アジアで日本語を学ぶ高校生を日本全国の高等学校に招へいする「アジア高校生架け橋プロジェクト」を実施しています。令和4年度は、20か国から247名の高校生が10か月間、ホームステイや寮生活をしながら、日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深めました。さらに、5年度は留学生と日本人生徒が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な交流を促進していきます。

## 4 高等学校におけるグローバル人材育成の取組

本章第6節②(2)を参照。

## 5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア (IB: International Baccalaureate) は、IB機構が提供する教育プログラムであり、国際的に活躍できる人材を育成する上で優れたプログラム



として評価されています。IBの教育理念や手法は、学習指導要領の目指す方向性と軌を一にするものであり、語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適しています。

IBには、生徒の発達段階や目的に応じて、いくつかのプログラムがあります。高校レベルに相当するディプロマ・プログラムは、2年間のカリキュラムを履修し、最終試験を経て所定の成績を収めることで、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）を取得できます。この資格は、世界の主要な大学の入学者選抜などで広く活用されています。

IBの導入が進むことによって、生徒の進路の多様化や、IBの特徴的な教育手法やカリキュラムが日本の初等中等教育における好事例となり、その質の向上も期待されます。政府は、令和4年度までに日本のIB認定校等を200校以上に増加させる目標を掲げて、平成30年度から「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」\*2を設立し、情報共有等を行うためのプラットフォームの構築や、IBの導入を検討している学校、教育委員会等への支援、大学入学者選抜におけるIBの活用促進など、IBの普及に取り組みました。その結果、令和5年3月末時点でIB認定校等は207校となり、目標を達成しました。

今後は、「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」の取りまとめ（令和5年3月28日公表）を踏まえ、IBの教育効果等の調査研究や好事例の蓄積を行い、自治体・学校・大学等に情報発信を行うことにより、IBの更なる普及促進を図っていきます。

## 6 在外教育施設における教育の充実

我が国の国際化の進展に伴って多くの日本人が子供を海外に同伴しており、在外教育施設（日本人学校、私立在外教育施設及び補習授業校）における教育の充実等を通じて、こうした子供たちの教育を受ける機会を保障することが重要になっています。令和4年4月時点で、日本人学校に通う子供については約1.4万人、また、補習授業校に通う子供は約1.9万人となっています。このように在外教育施設の機能強化が必要となるなか、同年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」\*3が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされており、5年4月には本法律に基づく基本方針を定めました。基本方針においては、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として掲げられた、在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実に向けた施策をお示ししています。

文部科学省では、在外教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校への教師派遣、義務教育教科書の無償給与、教材整備、通信教育の支援等を実施しています。

日本人学校や補習授業校への教師派遣については、日本国内の小中学校等の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、将来日本国内で正規採用教諭を目指す方をプレ派遣教師として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教師の一層の確保に努めています。令和4年度は

\*2 参照：<https://ibconsortium.mext.go.jp>

\*3 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/mext\\_01928.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01928.html)

現職派遣教師、シニア派遣教師、プレ派遣教師合わせて1,327人が、53か国1地域に所在する在外教育施設の教育に従事しました。なお、エビデンスに基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する総務省との実証的共同研究の一環として3年度に実施した「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」\*4では、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるものであるエビデンスが示されています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な影響により在外教育施設に生じた様々な課題に対応し、国内と同様に児童生徒の学びの保障を図り、非常時でも途切れない教育体制を強化するために、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う、在外教育施設による感染症対策の取組に対する支援に係る費用を補助するため、令和4年度補正予算において必要な経費を措置しています。

このほか、令和3年6月に策定した「在外教育施設未来戦略2030」\*5においては、在外教育施設における「国内と同等の学びの環境整備」とともに、「在外ならではの教育の推進」を車の両輪に在外教育施設へのニーズが多様化していることを踏まえ、「選ばれる在外教育施設づくり」を最優先課題に位置づけることとしています。本戦略を踏まえ、4年度において文部科学省では、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」を設置するなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでいます。

また、外国における災害、テロ、感染症等に対応するため、在外教育施設派遣教師のための安全対策資料の配布等を行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外教育施設等と緊密な連携を図り、教職員や子供の安全確保に努めています。なお、在外教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ウェブサイト（通称「CLARINET：クラリネット」\*6）に掲載しています。

\*4 参照：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_ebpm.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

\*5 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ukeire/1417980\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980_00001.htm)

\*6 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)

## 在外教育施設での体験から広がる未来

文部科学省では在外教育施設における教育の振興に取り組んでおります。今回は、実際に在外教育施設で学び、現在グローバルに活躍されている方々にインタビューを実施しました。

## 崎村奈々未 (さきむらななみ) さん

1991年イギリス生まれ／イギリスの建築設計事務所勤務

1991年 0～5歳までイギリスに在住  
1999年 小学2年2学期より再度渡英し、国内公立小学校からロンドン日本人学校へ  
2000年 小学3年2学期より、現地私立小学校5年次へ編入。その後は現地中学校へ進学。  
2006年 中学3年2学期より、ロンドン日本人学校に再度編入  
2007年 帰国子女枠を活用し、日本国内の高校へ進学



## 日本人学校は、日本とロンドンの架け橋

小学2年で渡英して最初の1年は日本人学校で過ごしました。授業内でロンドンの現地校の子供たちと交流する機会があり、親近感を持てたので、現地校への編入もスムーズでした。一方、中学3年で日本人学校に戻ってきた時は日本の文化を忘れていて、ゴミ袋を三角形に畳んでくるとか(笑)帰国前に生活面のリセットができ、日本の高校にも馴染みやすかったです。

あと、自分と似た境遇の子供たちとの出会いが大きな支えでした。帰国子女って特殊で、完全に日本人でもないし、イギリス人でもない。大人になった今では「どっちでもない」ことも自分のアイデンティティだと思えるんですが、現地校ではそこに悩むことがありました。今振り返れば、日本人学校での生活がそう思わせてくれたようにも思います。

## 肌で感じたダイバーシティは建築でも生きている

建築設計をしたいということは中学生の頃から決めていたんですが、中学3年の時に会った日本人学校の美術の先生がとても素敵な方で、建築設計に興味があるという話をしたら、とても応援してくれたのを今でも覚えています。今はコンサートホールを設計するプロジェクトに携わっていますが、イギリスに限らず色々な国や文化の方々と関わることが多くあります。様々な人が使う場所なので多くの国の文化を理解することが必要で、勤めている会社もダイバーシティを大切にしているの、こうした場面で子供の頃の海外での経験が生かされているように感じます。



## 宮川遼太 (みやがわりょうた) さん

1996年日本生まれ／独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 職員

1999年 3歳でフィリピンへ渡り、現地の幼稚園に通う  
2002年 マニラ日本人学校に入学  
2004年 小学3年生の途中で日本へ帰国

## スクールバスの車窓からみた世界を原点到

マニラ日本人学校では登下校を車やスクールバスで行っていて、車窓からの風景がとても印象に残っています。自分は車に乗って学校に行くけれど、道中の開発途上のエリアではストリートチルドレンを目にするということもあって、子供ながらに「生まれた場所の違いでこんなにも差があるなんて」という思いを抱きましたし、こうした原体験から国際的に貢献できる仕事をしたいと考えるようになりました。

JICAではこれまでバングラデシュに関する仕事に携わりましたが、いつかはフィリピンでも仕事をしてみたいです。私自身、教育などの分野に関心があるので、フィリピンの教育課題解決に携わってみたいです。生まれた環境による差を払拭できる要素の一つが教育です。教育次第で人ってどこまでも変われると思うんです。なので満足な教育を受けられない層に十分な教育を届けられるような仕事ができればと考えています。

## 苦労したのは実は日本語でのコミュニケーション

日本人学校に入って最初に苦労したのは、実は日本語での会話や国語の授業でした。3歳から通っていた現地の幼稚園では、英語で会話をしていたので。最初の頃は友達との日本語でのコミュニケーションに戸惑い、たまに泣き出してしまったりすることもあったように思います。ただ、日本人学校に図書館があり、課題などを通じてよく日本語の本を読んでいたからか、日本語に触れること自体への抵抗感はありませんでした。また、日本の子供たちとの会話にも徐々に慣れていき、途中からは不自由なくコミュニケーションが取れるようになったと感じています。

## 7 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実

## (1) 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状

国際化の進展に伴って国境を越えた人の移動が増加する中、帰国・外国人児童生徒に対する支援がより一層重要となっています。

令和3年4月1日から4年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、7,993人です。

また、日本に在留する外国人が令和3年末時点で約276万人と前年末と比べ減少し

ているものの、就労する外国人が4年10月末時点で約182万人と、過去最多を記録している中、公立学校に在籍する外国人児童生徒は同年5月1日現在11万8,790人であり、前年度と比べて3,937人増加しています。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、3年5月1日現在5万8,307人であり、平成30年度と比べて7,181人増加しています。さらに、令和4年度に実施した学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する調査では、前回調査と比べ減少しているものの、約8千人の外国人の子供が不就学の可能性があることがわかり課題となっています。

## (2) 帰国児童生徒・外国人の子供等への支援施策

こうした状況も踏まえ、帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが重要です。また、外国人の子供たちについては、将来にわたって日本に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提とし、教育機会の確保・保障に向けた就学促進や日本語指導をはじめとした指導体制の充実等を図ることが重要です。そのため、文部科学省においては、以下のような施策に取り組んでいます。

1. 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知
2. 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業

- を実施（外国人の子供の就学促進事業）
3. 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（義務教育段階：平成26年4月から、高等学校段階：令和5年4月から）
  4. 公立義務教育諸学校の教員定数について、平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとすることとし（いわゆる基礎定数化）、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に改善
  5. 受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
  6. 教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育の中核を担う教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導法等を主な内容とした指導者養成研修を実施
  7. 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL<sup>\*7</sup>対話型アセスメント～DLA<sup>\*8</sup>～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
  8. 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」の開発・普及
  9. 教育委員会が行う外国人児童生徒等教

\*7 JSL (Japanese as a Second Language)：第2言語としての日本語

\*8 DLA (Dialogic Language Assessment)：対話型アセスメント

育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施

10. 外国人児童生徒等の教育に携わる教員・支援者等の研修に資する動画及び来日直後等の外国人児童生徒・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開
11. 「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」と「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」の作成

## 第5節 キャリア教育・職業教育の推進

### 1 キャリア教育の推進

#### (1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることに

ついて明示されています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、小学校キャリア教育の手引きを改訂し、文部科学省のホームページに公開しました。

また、

- ・チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中・高等学校等における起業体験の推進
- ・厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催
- ・キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進しました。

#### (2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、1. 異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、2. 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、3. 学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、4. 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れる

ことが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立中学校における職場体験は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年度の実施率が28.5%と、元年度（前回調査時）の実施率97.9%より大きく低下しています。また、公立高等学校（全日制及び定時制）における3年度のインターンシップ実施率は52.9%と、元年度（前回調査時）の実施率85.0%より低下しています。職場体験やインターンシップには、高い教育効果が期待される中、実施率の向上が今後の課題となります。

## 2 職業教育の推進

### (1) 専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。令和4年5月現在、専門高校の数は1,473校、生徒数は約51万人であり、高等学校の生徒数全体の約17.4%を占めています。また、生徒の進路状況は、3年3月卒業者のうち、大学などへの進学者約24.0%、専門学校などへの進学者約25.6%、就職者約47.8%と多様です。

### (2) 専門高校における教育内容の充実

#### ① 学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向けた取組

高等学校学習指導要領の職業に関する教科については、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容の充実を図っています。また、職業人に求められる倫理観に関する指導を引き続き重視するとともに、教科の特質に応じて、六次産業

化など経営感覚の醸成に関わる内容、技術の高度化や情報技術の進展に対応する内容、環境保全に関する内容などを充実しています。文部科学省としては、今後も引き続き、高等学校学習指導要領の趣旨や内容についての説明や周知を図っていきます。

#### ② 特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及

高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」において、職業教育を主とする専門学科では、本事業のプロフェッショナル型において、専門的な知識・技術を身に付け地域を支える専門的職業人を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら、地域課題の解決等に向けた探究的な学びを専門教科・科目を含めた各教科・科目等の中に位置づけ、体系的・系統的に学習するカリキュラム開発を実施しています。

また、成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体となり、地域の持続的な成長を牽引する、最先端の職業人育成推進のため、令和3年度からマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）を実施しています。

### (3) 専門高校活性化に資する取組

#### ① 全国産業教育フェア

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表することで、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的として開催しています。令和4年度は青森県において開催し、産業教育の魅力を発信するフェアとなりました。なお、5年度のフェアは福井県で開催します。

#### ② 教員研修の充実

教職員支援機構等では、教員等の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の教員などを対象として、情報

化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修などを行っています。

### ③施設・設備の補助

産業教育振興のため、産業教育施設・設備基準に基づいて、必要な施設・設備の整備に関する経費の一部を支援しています。

令和2年度第3次補正予算では、専門高校において即戦力として期待される地域の産業界を牽引する職業人育成を進めるため、全国の国公立の専門高校等を対象として、最先端のデジタル化に対応した大型の産業教育装置の整備に必要な費用の一部を、特例として国が緊急的に補助するため274億円を計上しました。

## (4) 専修学校高等課程（高等専修学校）における取組

専修学校高等課程（高等専修学校）は、その柔軟な制度的特性を生かして社会的要請に弾力的に応える教育を行うことにより、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供しています。

また、不登校や中途退学を経験している生徒、発達障害のある生徒等、支援が必要な生徒を受け入れる学校も多く、その社会的・職業的自立に向けて積極的に対応しています。

同課程は、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供する後期中等教育機関の一つとしてその役割を果たしていくことが期待されています。

## ③ 高等学校卒業後の就職の状況

高校生の就職については、令和4年3月新規高等学校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は97.9%（4年3月末現在）となり、前年同期と同ポイントとなりました。

卒業までに就職に至らなかった生徒に

は、卒業後もハローワーク等の支援を得て就職活動を継続してきました。

文部科学省では、学校とハローワークが連携した就職支援を促すなど、厚生労働省・関連経済団体等と連携して、高等学校卒業者の就職支援に取り組んでいます。

## 第6節 高等学校改革の推進

### ① 高等学校教育をめぐる現状

高等学校への進学率は、約99%まで上昇する等、今日では高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子供達が進学する教育機関として、極めて重要な役割を果たしています。特に、選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられる等の状況を踏まえると、高等学校においては、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成していくことが一層求められます。

一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化する中、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化しています。また、今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、人工知能・IoT等の技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、大きな社会変化が予測されています。

こうした状況の中、これからの高等学校には、Society5.0を生き抜くための力や能動的に学ぶ姿勢を共通的に身に付けさせるとともに、将来、世界を牽引する研究者や幅広い分野で新しい価値を提供できる人材、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域を分厚く支える人材を育成していくことが求められています。

### ② 新時代に対応した高等学校改革

#### (1) 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革について

こうした背景を踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に新時代に対応した高等学校教育の在り方を含む「新時代の初等中等教育の在り方について」諮問が行われ、中央教育審議会に「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループでは、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方、地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方、時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方について、審議が進められ、令和2年11月13日に「審議まとめ」が取りまとめられました。

また、令和3年1月26日に取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」においても、新時代に対応した高等学校教育の在り方について提言がなされました。

これらも踏まえ、文部科学省においては、令和3年3月31日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を公布し、高等学校の魅力化・特色化や、高等学校通信教育の質保証等の実現に向けて、所要の規定を整備しました。制度改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・各高等学校の特色化・魅力化を実現するため、高等学校が「三つの方針」（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。加えて、高等学校は、当該学校における教育活動その他学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めること。また、普通科改革として、普通教育を主とする学科について、従来の普通科に加えて、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科などの学科を設置可能とすること。
- ・高等学校通信教育の質保証に向けて、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化（通信教育実施計画の作成、同時に面接指導を受ける生徒数の明確化等）、サテライト施設の教育水準の確保

（サテライト施設を通信教育連携協力施設として法的に位置づけること等）、主体的な学校改善の徹底（サテライト施設を含めた学校評価の充実、教育活動等の情報の公表等）に関する取組を行うこと。

- ・多様な学習ニーズへの対応のため、学校間連携制度の対象拡大、少年院の矯正教育の単位認定、単位制課程における教育課程の公表等を行うこと。

さらに、通信制高校については、令和3年9月に「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催し、4年8月に審議まとめを取りまとめました。本まとめを踏まえ、同年12月に、通信制高等学校の指導体制について、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1人以上必要であるとするなどの制度改正を行い、5年4月1日から施行されております。また、同年2月には、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂を行ったところです。

## （2）高等学校の特色化・魅力化に向けた取組

### ①新時代に対応した高等学校改革推進事業

上記の制度改正も踏まえ、令和4年度から、普通科改革や教科等横断的な学びに取り組む高等学校を支援しています。加えて、これらの学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する事業を実施しています。

### ②地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）

中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互互換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟度



別指導を実現する事業を実施しています。

### ③ WWL（ワールド・ワイド・ラーニング） コンソーシアム構築支援事業

Society5.0において共通して求められる力を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへとつなげることを目的としている事業を実施しています。

### ④ 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

高等学校と自治体、高等教育機関、産業界等とが協働してコンソーシアムを構築し、高等学校における地域課題の解決等の探究的な学びを通して、新たな時代を地域から分厚く支える人材の育成に資する教育課程等の改善のための実証的資料を得るため、地域人材育成に資する教育課程等に関する研究開発を実施しています。

## (3) 「高校生のための学びの基礎診断」の仕組みの構築

平成31年度から、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」制度の運用を開始しました\*9。

高等学校における多様な学習成果や課題を把握するツールの一つとして、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実などに活用されることにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。

## (4) 今後の高等学校教育の在り方に関する検討

「1高等学校教育をめぐる現状」のような現状のほか、不登校児童生徒数や通信制課程への進学者数の増加、加速する15歳人口の減少等の状況を踏まえ、今後の高等学校教育の在り方について検討を重ねるため、令和4年10月に中央教育審議会「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置しました。

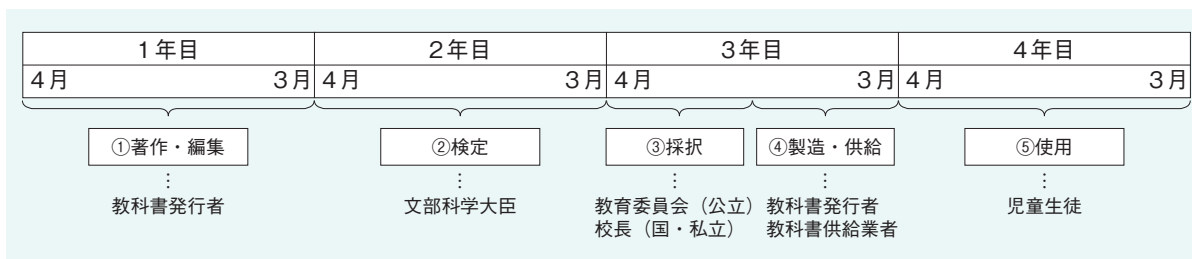
①高等学校教育の在り方について（「共通性」と「多様性」の観点からの検討）、②高等学校制度の望ましい在り方について（全日制・定時制・通信制の在り方、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方等）、③「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を体现し、「社会に開かれた教育課程」「探究的な学び」を実現するための校内外の体制について、④文理横断的な教育、産業界と一体となった実践的な教育の推進について等についての議論を進めているところです。

## 第7節 教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校などにおいては、教科書を使用しなければならないとされています。教科書は、次のような過程を経て、児童生徒の元に届けられ、使用されています（[図表2-4-7](#)、[図表2-4-8](#)）。

\*9 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm)

図表 2-4-7 教科書が使用されるまで



図表 2-4-8 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度(西暦) 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	○				○				○
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	○	○				○			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定		○	○			○		
		採択			△	△			△	
		使用開始				○	○			○
	主として 中学年用	検定			○	○			○	
		採択				△	△			△
		使用開始	○				○	○		
	主として 高学年用	検定				○	○			○
		採択	△				△	△		
		使用開始		○				○	○	

○：検定年度  
 △：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度  
 ○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）  
 ▲：前年度の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度  
 ●：「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度  
 ※小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。  
 ※小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。  
 ※太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

## 1 教科書検定

教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、1. 全国的な教育水準の維持向上、2. 教育の機会均等の保障、3. 適正な教育内容の維持、4. 教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

教科書検定は、学習指導要領や教科用図書検定基準に基づき、各分野の専門的な知見を有する教科用図書検定調査審議会の委員によって、専門的・学術的な審議に基づいて厳正に行われています。

国民の教科書に対する高い関心に応え、

教科書への信頼を確保するとともに、検定への一層の理解を得るため、検定結果の公開を行い、透明性の確保を図っています。令和4年度は、3年度に行った高等学校（主として中学年）用教科書の検定結果を公開しました。

令和5年度には、主に、平成29年に公示された学習指導要領に基づく、中学校用の教科書検定を行うこととしています。

## 2 教科書採択

教科書採択は、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校（公立大学法人が設

置する学校を除く。)では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国立学校・公立大学法人が設置する学校・私立学校ではこれらの学校の校長の権限と責任により行われています。例えば、公立の小・中学校等において使用される教科書の採択は、都道府県教育委員会が設定した採択地区及び種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。

そして、採択においては、教科書の内容に関する十分な調査研究を行うとともに、静ひつな採択環境を確保することが求められます。また、採択権者は、教科書を採択したときは、法令に基づいて、採択結果・理由等を公表するように努めることが求められます。文部科学省では、各教育委員会に対して、採択の公正性・透明性の確保、調査研究のより一層の充実、採択事務のルール化などの採択手続の明確化、採択地区の適正規模化など、採択のより一層の改善に努めるように指導するとともに、各教科書発行者に対しても、公正性・透明性の確保に万全を期すよう通知しています。

また、令和4年度には、平成30年に公示された学習指導要領に基づいて編集された高等学校(中学年)用教科書の採択が行われました。

### 3 義務教育教科書無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、昭和38年度から「日本国憲法」第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として実施されています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の

保護者負担を軽減するという効果を持っています。無償給与の対象となるのは、全ての義務教育諸学校の児童生徒が使用する教科書であり、令和4年度には約460億円の予算が計上され、合計約1億冊の教科書が給与されました。

### 4 教科用特定図書等の普及充実

平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定を受け、拡大教科書など障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っています。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応できるような拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しており、令和4年度に使用される小・中学校用の検定教科書のほぼ全点について、標準規格に適合する拡大教科書が必要な児童生徒に供給されています(図表2-4-9)。また、児童生徒一人一人のニーズに応じた拡大教科書等を製作するボランティア団体等に対して、教科書デジタルデータの提供を行っています。

このほか、発達障害等により検定教科書において一般的に使用されている文字や図形などを認識することが困難な児童生徒に対しては、教科書の内容を音声で読み上げる音声教材を提供できるよう、関係協力団体(大学・NPO法人等)に調査研究を委託し、成果物である音声教材を無償提供しているほか、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及推進のための会議を開催しています。

図表 2-4-9 拡大教科書の発行点数(令和4年度)

	点 数		拡大教科書 / 検定教科書
	拡大教科書	検定教科書	
小学校	305	305	100%
中学校	143	146	97.9%
高等学校	61	982	6.2%
合計	509	1,433	

## 5 学習者用デジタル教科書

令和元年度から使用できるようになったデジタル教科書は、GIGAスクール構想の下、児童生徒の学びを充実させ、学びの可能性を広げる一つのツールとして活用を促進すべく、全国的な実証事業が行われています。

今後のデジタル教科書の在り方については、中央教育審議会において検討が行われ、当面の間は、紙の教科書との併用を前提とした上で、令和6年度から全ての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して「英語」を提供するとともに、次に学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら「算数・数学」を段階的に提供すること等の方向性が示されました。

## 第8節 | いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応

### 1 生徒指導上の諸課題

#### (1) 生徒指導の在り方

生徒指導は、全ての児童生徒を対象として、学校のあらゆる教育活動の中で、それぞれの人格の健全な発達・成長を目指すとともに、現在及び将来における自己実現を図っていくために、児童生徒が自らを導いていく能力を育成すること、そして、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指して行われています。

一方、いじめの問題や少年による重大事件などは教育上の大きな課題となっています。文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会などを通じて調査を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題の実態把握に努めています。令和3年度の調査結果では、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約7万6,000件、小・中・高等学校及び特別支援学校に

おけるいじめの認知件数は約61万5,000件、いじめの重大事態の件数は705件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は約29万5,000人となっています。

学校においては、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、全ての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。また、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応を取るとともに、問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応する必要があります。さらに、教育委員会は学校を適切にサポートする体制を整備すること、そして、家庭や地域社会、警察・法務局・児童相談所等の関係機関の理解と協力を得て地域ぐるみで取り組む体制づくりを進めていくことが重要です。

また、報道等において、学校における校則の見直しや校則に基づく指導に関し、一部の事案で、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかと指摘がなされています。こうした状況を踏まえ、文部科学省では、令和3年6月に「校則の見直しについて」（令和3年6月8日付け 文部科学省児童生徒課事務連絡）を各教育委員会等に発出し、校則の内容は、社会の常識や時代の変化等を踏まえ、校長の権限のもとで絶えず積極的に見直さなければならないことや、児童生徒が主体となって校則の見直しに取り組む学校や教育委員会の取組事例を周知しました。

さらに、文部科学省では、生徒指導上の諸課題の深刻化や「いじめ防止対策推進法」等の関連法規の施行等を踏まえ、令和4年12月には、学校・教員向けの生徒指導の基本書である「生徒指導提要」を改訂し、その改訂内容の現場への周知を進めています。

## (2) いじめ

「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）においては、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（第2条第1項）と定義されています。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、大きな社会問題となりました。25年6月に法が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

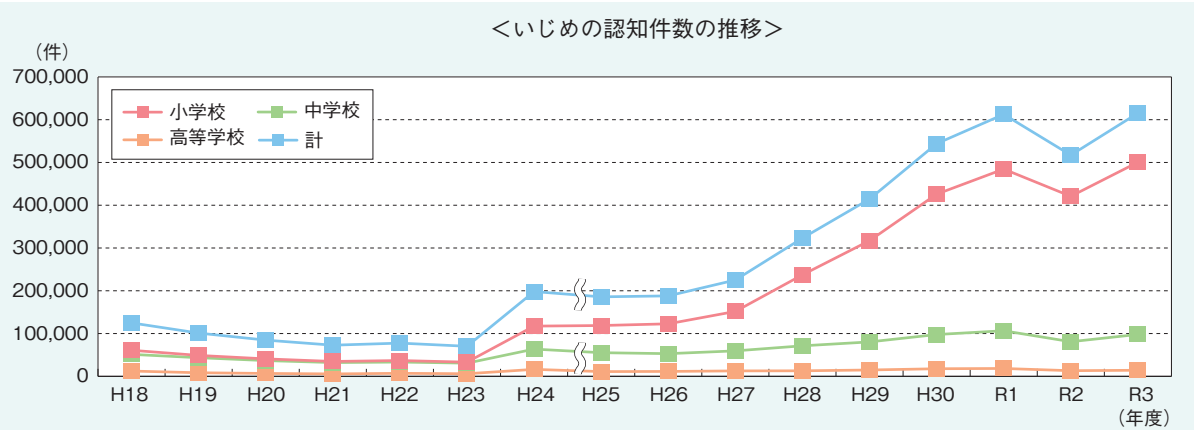
文部科学省では、法や基本方針の策定を受け、教育委員会関係者や教職員に内容の周知を図り、いじめの防止等への取組を徹底するため、「いじめの問題に関する指導者養成研修」や「いじめの防止等のための普及啓発協議会」を開催しています。加えて、平成28年度においては、法施行後3年を経過したことを受け、「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証を行いました。この検証の結果を踏まえ、国の基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行うとともに、30年度においては、同協議会

の議論を踏まえ、「いじめ対策に係る事例集」を作成しました。

また、令和3年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約61万5,000件、いじめを認知した学校数は約2万9,000校で学校総数に占める割合は約79.9%となっており、いじめの重大事態の件数は705件となっています（[図表2-4-10](#)）。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものですが、いじめの認知件数については、問題行動等調査における1,000人当たりの認知件数の都道府県間の差が大きく、実態を正確に反映しているとは言いがたい状況にあります。このため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価し、いじめの積極的な認知を徹底するよう促しています。

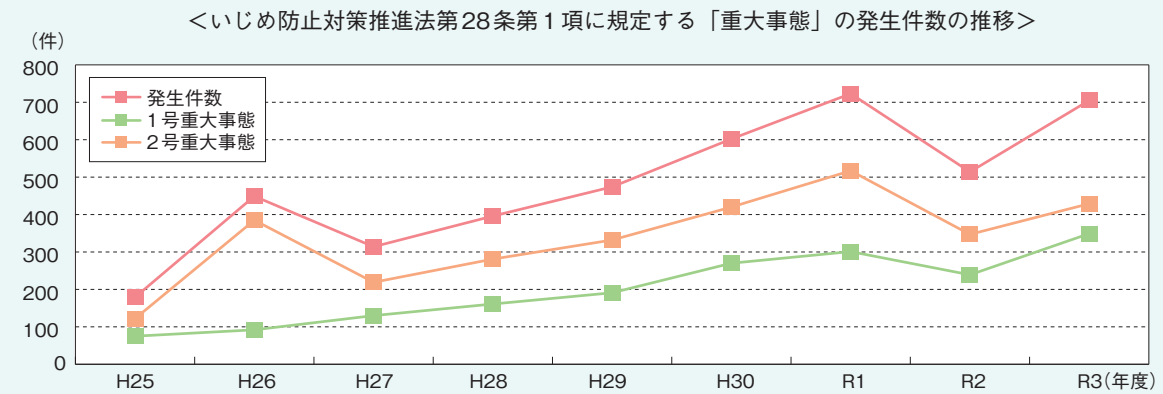
図表 2-4-10 いじめの認知（発生）件数の推移



	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817	768
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
小学校	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562
中学校	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937
高等学校	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695
計	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351

(注1) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。  
 (注2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



	H25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度
発生件数	179	449	314	396	474	602	723	514	705
1号重大事態	75	92	130	161	191	270	301	239	349
2号重大事態	122	385	219	281	332	420	517	347	429

(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

(注2) 同法第28条1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

(注3) 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## ①いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、地方公共団体におけるいじめの問題等への対応を支援しています。

令和4年度においては、いじめの早期発見・早期対応のための専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等の取組に対して補助を行いました。

## ②いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議の開催

いじめ対応においては、学校や教育委員会が、警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援を行うことが重要であることから、いじめ防止対策における政府の連携体制を構築し、社会総がかりでいじめに対応していくため、新たに、いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議を令和4年11月に設置しました。

## ③いじめ防止対策協議会の開催

文部科学省では、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得た「いじめ防止対策協議会」を開催し、法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化を図っています。

令和4年度においては、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや、児童生徒への指導支援の充実等、取組の徹底を求める事項について、議論の取りまとめを行い、5年2月7日に通知の発出を行いました。

## ④全国いじめ問題子供サミットの開催

いじめを未然に防止するためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことが効果的です。このため、子

供自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進することを目的に、「全国いじめ問題子供サミット」を毎年度開催しています。

また、令和4年度においては、「いじめを絶対に許さない～いじめをなくしていくために私たちにできること～」をテーマに開催し、全国44地域から124名の児童生徒がオンラインで参加しました。

## ⑤「ネットいじめ」への対応

近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また、「ネットいじめ」のうち、SNSでのいじめについては、第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です\*10。また、改定後の基本方針に、インターネット上のいじめは、「刑法」上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことを盛り込みました。

文部科学省では、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールや電話・SNS等による教育相談体制の整備など都道府県・指定都市における取組への支援を行っており、令和4年度においても引き続き、支援に努めました。

## (3) 不登校

令和3年度の全国の国公立の小・中学校の不登校児童生徒数は約24万5,000人、高等学校は約5万1,000人と、依然として相当数に上っています（図表2-4-12）。

\*10 参照：第2部第11章第1節

不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。同法に基づき、文部科学省では、29年3月に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました。

基本指針では、

- ・全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
- ・いじめ、暴力行為等の問題行動を許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりについて推進すること
- ・不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと
- ・児童生徒が社会的に自立することを目指し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うこと

などを基本的な考え方とし、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めています。

令和元年10月には、基本指針等の趣旨の周知と個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を推進するため、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け 初等中等教育局長通知）を発出しました。本通知においては、義務教育段階の不登校児童生徒が、教育支援センターや民間施設など学校外の機関で指導等を受けた場合や、自宅においてICT等を活用して学習を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとできることなどを含

め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理しています。

また、令和3年1月の中央教育審議会「〔令和の日本型学校教育〕の構築を目指して（答申）」では、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを目指すとともに、現に不登校となっている児童生徒への具体的な支援策として、教育相談体制の充実や教育委員会・学校と民間団体等が連携した支援の充実、ICTを活用した教育機会の確保等について提言がなされました。

これらの提言や令和2年度に実施した「不登校児童生徒の実態調査」の結果等を踏まえ、3年9月から、不登校児童生徒への支援充実について検討するため、「不登校に関する調査研究協力者会議」を開催し4年6月には「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援のあり方について～」が取りまとめられました。

また、文部科学省では、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する必要があると認められる場合、指定を受けた学校（以下、「不登校特例校」という。）において特別の教育課程を編成することができますこととしています。「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実を図るとされている中、不登校特例校は全国で24校開校しており（5年4月現在）、引き続き、更なる設置促進に取り組んでいきます。なお、不登校特例校の名称については、今後関係者の意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとする予定です。

令和5年3月31日には、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめました（図表2-4-11）。

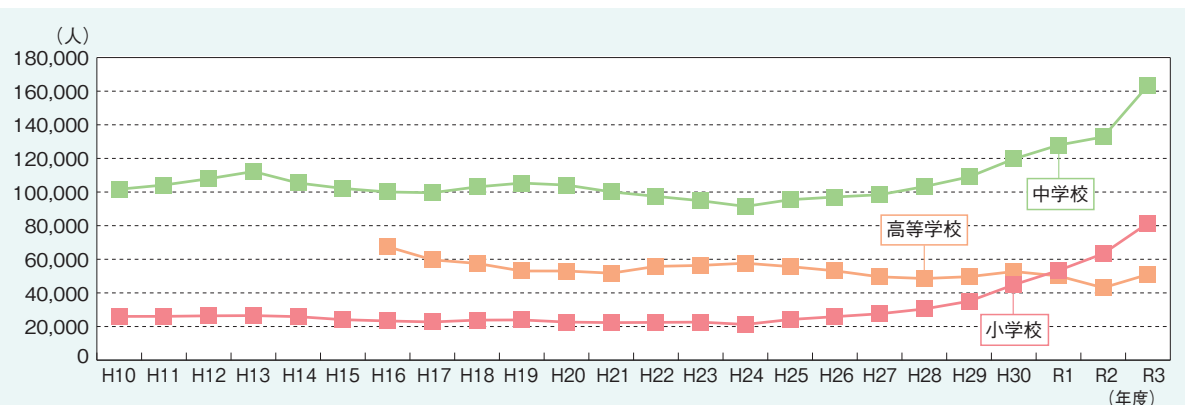


図表 2-4-11 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）【概要】

<p>誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」（概要）</p> <p style="text-align: right;">※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning</p>	
<p>○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。</p> <p>⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える</li> <li>2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する</li> <li>3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする</li> </ol> <p>ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。</p> <p>○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。</p>	
<p><b>主な取組</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。</li> <li>○ 不登校特別校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容を全国に提示。「不登校特別校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。</li> <li>○ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）</li> <li>○ 教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）</li> <li>○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）</li> <li>○ 多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。</li> <li>○ 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）</li> <li>○ 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）</li> <li>○ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする 学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。</li> <li>○ 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）</li> <li>○ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）</li> <li>○ いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底</li> <li>○ 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進</li> <li>○ 快適で温かみのある学校環境整備</li> <li>○ 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に</li> </ol>
<p><b>実効性を高める取組</b></p> <p>○ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）</p> <p>○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置</p>	

本プランにおいては、①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするこの3つを柱とし、不登校対策の一層の充実に取り組むとともに、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」において、取組の進捗状況を管理し、取組の不断の改善を図ることが示されました。文部科学省としては、これらを踏まえ、引き続き不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

図表 2-4-12 不登校児童生徒数の推移



	年度	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
小 学 校	不登校者数	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327
	割合 (%)	(0.34)	(0.35)	(0.36)	(0.36)	(0.36)	(0.33)	(0.32)	(0.32)	(0.33)	(0.34)	(0.32)	(0.32)
中 学 校	不登校者数	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105
	割合 (%)	(2.32)	(2.45)	(2.63)	(2.81)	(2.73)	(2.73)	(2.73)	(2.75)	(2.86)	(2.91)	(2.89)	(2.77)
小中合計	不登校者数	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432
	割合 (%)	(1.06)	(1.11)	(1.17)	(1.23)	(1.18)	(1.15)	(1.14)	(1.13)	(1.18)	(1.20)	(1.18)	(1.15)
高等学校	不登校者数							67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728
	割合 (%)							(1.82)	(1.66)	(1.65)	(1.56)	(1.58)	(1.55)

	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
小 学 校	不登校者数	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	割合 (%)	(0.32)	(0.33)	(0.31)	(0.36)	(0.39)	(0.42)	(0.47)	(0.54)	(0.70)	(0.83)	(1.00)	(1.30)
中 学 校	不登校者数	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,924	132,777	163,442
	割合 (%)	(2.73)	(2.64)	(2.56)	(2.69)	(2.76)	(2.83)	(3.01)	(3.25)	(3.65)	(3.94)	(4.09)	(5.00)
小中合計	不登校者数	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	割合 (%)	(1.13)	(1.12)	(1.09)	(1.17)	(1.21)	(1.26)	(1.35)	(1.47)	(1.69)	(1.88)	(2.05)	(2.57)
高等学校	不登校者数	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985
	割合 (%)	(1.66)	(1.68)	(1.72)	(1.67)	(1.59)	(1.49)	(1.46)	(1.51)	(1.63)	(1.58)	(1.39)	(1.69)

(注1) 調査対象：国公立小・中学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。）

(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

(注3) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

#### (4) 高等学校中途退学

令和3年度の全国の国公立の高等学校における中途退学者数は約3万9,000人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は1.2%となっています（図表2-4-13）。中途退学の理由としては、「進路変更」（44.2%）、「学校生活・学業不適応」（30.5%）などが挙げられます。

高等学校中途退学への対応については、各高等学校において、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲を持って学ぶことができるよう、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、キャリア教育の充実や一層きめ細かな教育相談を実施することなどが重要で

す。また、就職や他の学校への転・編入など積極的な進路変更について支援していくことも大切です。

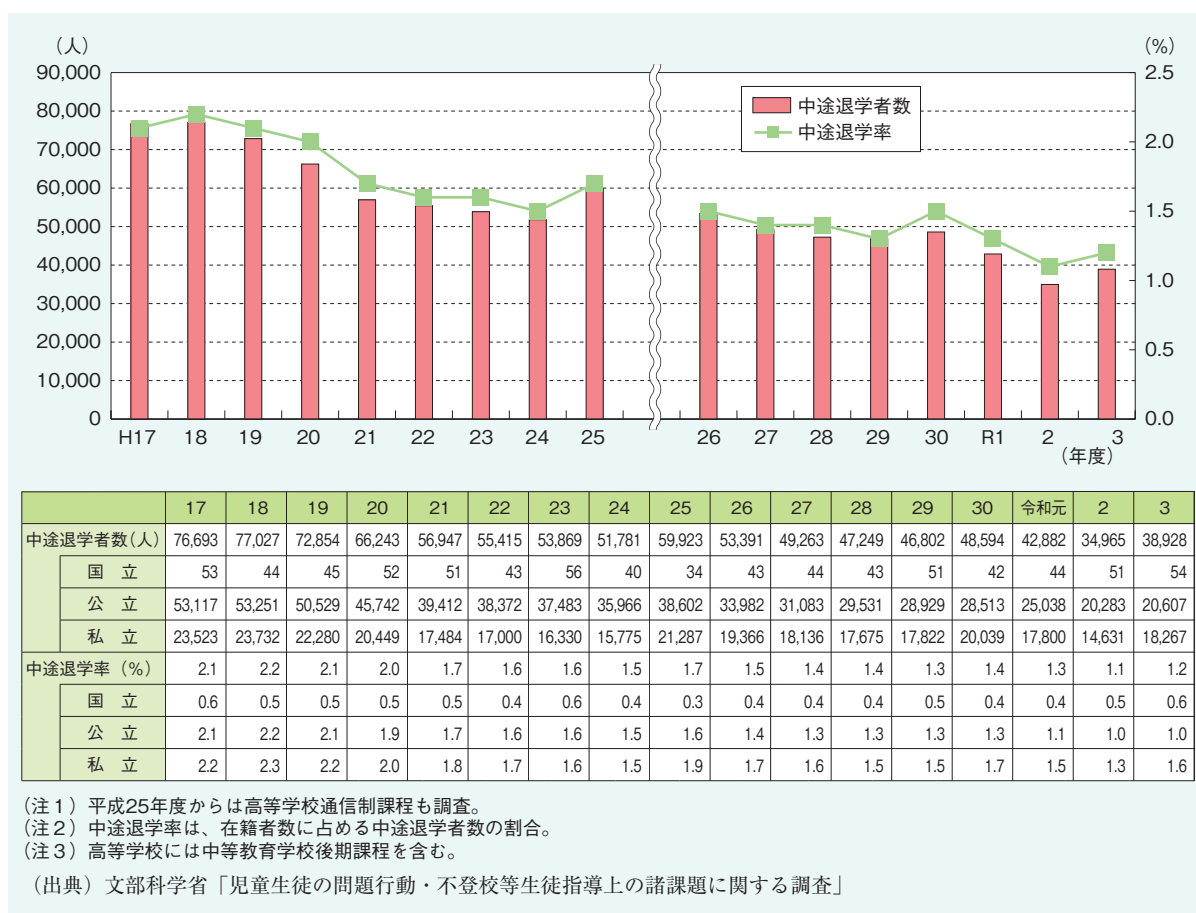
文部科学省では、教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進しているほか、中途退学者に対する学校段階からの切れ目のない支援のため、地域若者サポートステーション等の関係機関と学校との連携を促進しています。

また、平成29年度には、文部科学省において、全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等の実態把握を行いました。その結果、27年4月から29年3月までの2年度間に生徒の妊娠の事実を学校が把

握した件数（2,098件）のうち、妊娠を理由に懲戒として退学の処分を行った事案は認められなかったものの、生徒又は保護者が引き続きの通学を希望していた等の事情があるにもかかわらず学校が退学を勧めた事案が32件認められました。これを踏まえ、30年3月、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」（平成30年3月29日付け 初等中等教育局児童生徒課長・初等中等教育局

健康教育・食育課長通知）を発出しました。同通知では、生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきこと、その際、生徒に学業継続の意思がある場合は、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処を行わないという対応も十分考えられることなど、基本的な考え方を示しました。同通知の趣旨を徹底するよう、全国の生徒指導担当者を対象とした会議等において周知を図っています。

図表 2-4-13 高等学校における中途退学者及び中途退学率の推移



### (5) 自殺

厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」（5年3月）によると、4年中の小・中・高等学校の児童生徒の自殺者数は過去最多の514人（前年473人）となり、大変憂慮すべき状況にあります。

文部科学省では、命の大切さを学ぶ教育などを通じて児童生徒の自殺の防止に取り組むとともに、その特徴や傾向などを考慮

した対策を検討するため、平成20年度から有識者会議を開催しています。令和3年6月には、コロナ禍における児童生徒の自殺の原因や動機について有識者会議において分析したところ、家族内葛藤といった家庭環境の不和や、部活動や行事等が中止や延期となったことによる達成感等を得る機会の喪失が指摘されました。さらに、今後必要な対応として、心の健康の保持増進に

係る教育及び啓発の推進や課題の早期発見・対応等へ向けたICT活用、関係機関等の連携体制の構築が挙げられました。また、4年10月には、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として定める自殺総合対策大綱の見直しが行われました。文部科学省としてもこの審議のまとめや新たな自殺総合対策大綱を踏まえながら、効果的な自殺予防に取り組んでいるところです。

また、児童生徒の自殺予防や、不幸にして自殺が起きたときの緊急対応に必要な学校・教職員向けの資料を作成し、各教育委員会や学校に配布してきました。平成26年度には、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」を作成しました。令和4年度も引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、児童生徒の自殺対策について周知を図っています。

また、平成30年1月には、文部科学省・厚生労働省の連名で「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け 初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）を発出し、「自殺総合対策大綱」（29年7月25日閣議決定）に定められた「SOSの出し方に関する教育」の推進を求めたほか、同年8月には、「SOSの出し方に関する教育」の推進に当たって参考となる教材例を周知しました。

さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて学校における早期発見に向けた取組、保護者に対する家庭におけ

る見守りの促進、学校内外における集中的な見守り活動、ネットパトロールの強化を実施するよう、夏休み等の長期休業前にそれぞれ対応を求めたところです。

加えて、令和2年に制作した児童生徒向けの自殺予防啓発動画「君は君のままでいい」を引き続き、4年においてもYouTubeの文部科学省公式チャンネル及び広告において発信しました。また、夏休みなどの長期休業明けに文部科学大臣メッセージを发出し、児童生徒に対して困ったときに相談することの大切さを伝えるとともに、保護者や学校関係者に対しても改めて見守りの重要性等について周知しました。

## (6) ヤングケアラー<sup>\*11</sup>への支援について

家庭の問題として表面化しにくいヤングケアラーに対する支援を推進するため、厚生労働省及び文部科学省では、令和3年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策等、今後取り組むべき施策について取りまとめ、同年5月に公表しました。当該報告を踏まえ、文部科学省では厚生労働省と連携し、教育委員会や学校の教職員に対するヤングケアラーを理解するための研修の推進や、支援が必要なヤングケアラーを福祉等の外部の支援につなぐ役割を持つスクールソーシャルワーカー等の配置等、必要な施策を推進しています。

## 2 教育相談体制の整備・充実

児童生徒のいじめの問題などに適切に対処するためには、児童生徒の悩みや不安などを受け止めて、速やかに相談できるような教育相談体制を整備することが重要です。

文部科学省では、平成27年12月に「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、29年1月に、今後の教育相談の在

\*11 ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子供。

り方、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容、学校及び教育委員会における体制の在り方など、児童生徒の教育相談の充実について提言した報告を公表しました。

さらに、平成27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」等を踏まえ、「学校教育法施行規則」の一部を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、スクールカウンセラーは、「小学校における児童の心理に関する支援に従事する」、スクールソーシャルワーカーは、「小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と同規則(中学校、高等学校等にも準用)に職務内容を規定したところです(29年4月1日施行)。

また、学校等における教育相談体制を整備するために、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っています。

令和4年度は全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置、質向上のためのスーパーバイザーの配置、教育支援センターの機能強化に向けた配置を行いました。5年度予算では、全公立小中学校に対するスクールカウンセラーの配置(2万7,500校)に加え、いじめ・不登校対策のための重点配置(2,900校)や虐待対策のための重点配置(2,000校)、貧困対策のための重点配置(2,300校)、教育支援センターの機能強化(250箇所)、オンライン活用拠点(67箇所)に必要な経費を計上するとともに、スーパーバイザーの配置(90人)に必要な経費を計上しています。

また、令和4年度は、全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するために必要な経費の補助を行ったほか、いじめ・不登校、貧困・虐待対策のための重点配置や質向上のためのスーパーバイザーの配置を行いました。5年度予算では、全中学校区に対するスクールソーシャルワーカー

の配置(1万中学校区)に加え、いじめ・不登校対策のための重点配置(3,000校)や虐待対策のための重点配置(2,500校)、貧困対策のための重点配置(3,500校)、教育支援センターの機能強化(250箇所)、オンライン活用拠点(67箇所)に必要な経費を計上するとともに、スーパーバイザーの配置(90人)に必要な経費を計上しています。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」を整備しています。なお、平成28年度からは同ダイヤルが無料化され、電話番号が「0120-0-78310」に改められています。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)」を取りまとめました。また、30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援しており、令和3年度からは、実施団体を全都道府県・政令市に拡充し、全国展開を図りました。

### 3 体罰の禁止

体罰は、「学校教育法」により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。

しかし、平成24年度には、部活動中の

体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。この事案や教育再生実行会議の第一次提言「いじめ問題等への対応について」を踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け 初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）を発出しました。同通知では、懲戒と体罰の区別について、具体例を示して分かりやすく説明するとともに、部活動指導に当たっての留意事項を示しています。さらに、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月9日付け 初等中等教育局長・スポーツ・青少年局長通知）を発出し、厳しい指導の名の下で、又は保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃ごしてこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策、事案に応じた厳正な処分など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めました。

平成24年度以降は、国公立学校における処分が行われた体罰の状況についてまとめた調査結果を毎年度公表し、体罰の実態を把握するとともに、その禁止の徹底に努めています。

また、令和3年度には、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの会議等において、懲戒と体罰の区別、体罰防止に関する取組についての通知等の内容や、教育委員会における体罰防止等のための取組事例を周知しました。

加えて、令和4年度には生徒指導の基本書となる生徒指導提要进行を改訂し、児童生徒に対して懲戒を行う際には、本人や関係者の言い分をしっかりと聞き、事実関係の確認を含めて適正な手続きを経ることや、指導を行った後には、児童生徒を一人にせ

ず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローが重要であること等を明記した上で、さらに、不適切な指導と捉えられ得る例を具体的に記載しました。

部活動における体罰禁止の徹底については、平成25年5月に、運動部活動の指導者が、指導に当たって萎縮しないよう、また、体罰に頼らない指導の充実が図られるよう「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、運動部活動の指導に係る運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

さらに、平成30年3月には、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年12月には、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、校長及び部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することについて改めて示しました。

文部科学省では、これらのガイドラインを各学校等に周知し、部活動の現場から体罰を根絶するよう努めています。

## 第9節 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方、生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道徳教育については、小・中学校に「道

徳の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たしきれていないのではないかという指摘もなされてきました。

今後、人工知能（AI）をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成27年3月に、道徳教育の更なる充実のため、「道徳の時間」を「特別の教科道徳」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道徳科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及

び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成28年7月29日付け 初等中等教育局長通知）を発出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

1. 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
2. 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
3. 児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
4. 道徳科の評価は、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること  
高等学校においては、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

さらに、文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

## 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にす教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和3年3月策定、5年3月改訂）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました<sup>\*12</sup>。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に

対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け 初等中等教育局児童生徒課長通知）を发出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」<sup>\*13</sup>を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえた、法務省、文部科学省、厚生労働省の3省連名での通知を4年7月に发出しました（「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」（4年7月22日付け 初等中等教育局児童生徒課長、初等中等教育局教育課程課長、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、高等教育局大学振興（現大学教育・入試）課長、厚生労働省健康局難病対策課長、法務省人権擁護局人権啓発課長通知）。同通知では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用、法務省が作成する人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」等について、関係省庁間の連携の下で更なる周知の徹底を図っています。

また、文部科学省内では、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を設置し、有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。これも踏まえ、教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、学校等での活用を促進する等の取組を行っています。今後、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言

\*12 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/siryu/1404244.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1404244.htm)

\*13 参照：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)



も踏まえ、更なる取組を進めていきます。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、北朝鮮当局による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

## 第11節 子供の健康と安全

学校は、子供の健やかな成長を目指して教育活動を行う場であり、子供の健康と安全を保つことは重要です。文部科学省では、学校における食育の推進、心と体の健康問題への対応、学校における子供の安全確保に向けて、様々な施策に取り組んでいます。特に、新型コロナウイルス感染症については、我が国において令和2年1月に初めて感染が確認されて以降、これまでの間、感染拡大の防止と学校教育活動の両立に向けた取組を進めています。

また、学校における食育の推進並びに安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、これまでも学校の教育活動全体として取り組むことが重要であるとされてきましたが、平成29年3月に公示された学習指導要領の総則においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、それ以外の各教科や総合的な学習の時間等においても適切に行うよう示しています。さらに、教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画等、各分野における

学校の全体計画等と関連づけながら効果的な指導を行うこととしています。

学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭については、その資質能力の向上に向けた議論が、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において進められ、令和5年1月17日に公表された議論の取りまとめ<sup>\*14</sup>では、養護教諭及び栄養教諭を取り巻く課題の解決の方向性が示されたところです。この議論の取りまとめを踏まえ、各教育委員会に対して、養護教諭及び栄養教諭の職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化することや、養護教諭及び栄養教諭の専門性を反映した指標を作成すること、さらにその指標を反映した教員研修計画の作成等を促していきます。

### 1 学校における感染症対策

#### (1) 感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立を目指した取組

新型コロナウイルス感染症については、これまで、社会全体の感染状況と同様に増減はあるものの、学校においても子供たちや教職員の感染が多く確認されており、その状況に応じて、学校においては、その設置者の判断により、学校保健安全法に基づく臨時休業が行われています。

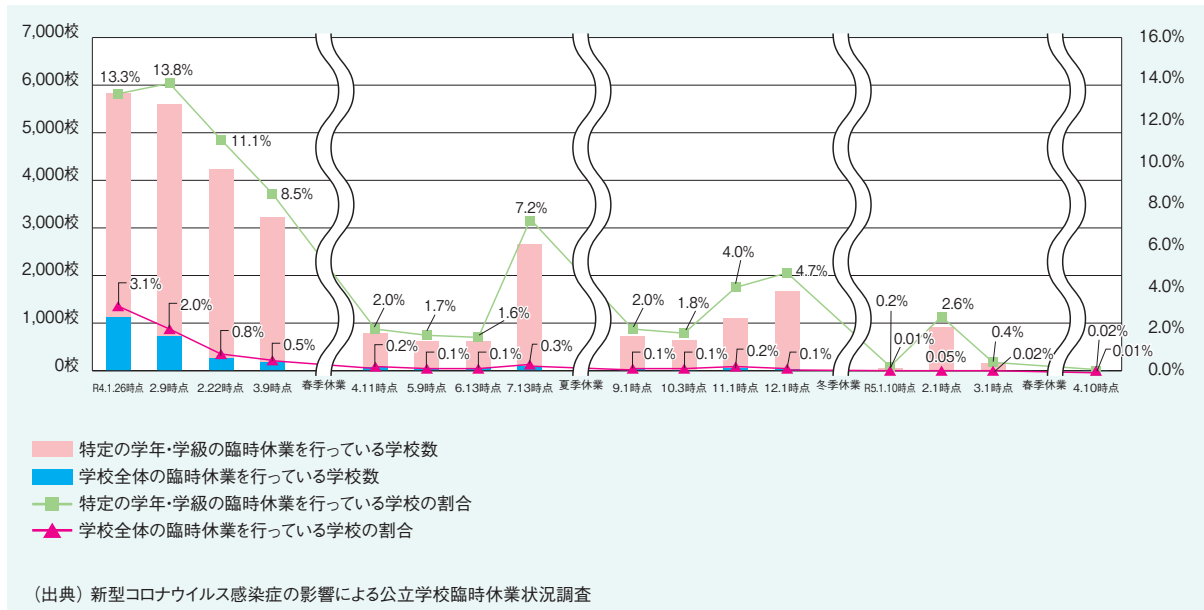
文部科学省においては、学校現場における取組を支援するため、学校における感染症対策の参考となるよう、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を令和2年5月に作成して以降、その後も最新の知見等を踏まえつつ、随時改定を行っています。このほか、令和4年度においては、例えば、熱中症のリスクが高くなる夏季におけるマスクの着用の考え方や、感染拡大を防止するための効果的な換気の実施方策、ワクチン接種に関する児童生徒や保護者への情報提供の在り方、学校給食の場面における感染症対策の考え

\*14 参照：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/178/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/178/mext_00002.html)

方等について周知を行いました。また、これらに沿った対応を各学校において具体的

に講じるために、保健衛生用品や換気用備品の購入等に係る経費を支援しています。

図表 2-4-14 公立学校の臨時休業状況の推移



## (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行

令和5年1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が、同年2月10日の同対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されました。これらにより、新型コロナウイルス感染症は、特段の事情が生じない限り、同年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症へと位置づけが見直されることが示されました。

文部科学省においては、これを受けて、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せず出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を定めたほか、新学期以降の学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しを行うなど、他の感染症対策の見直しに先行して、マスク着用の考え方の見直しを行いました。また、その他

の感染症対策についても見直しを行い、感染状況が落ち着いている平時においては、児童生徒の健康観察や適切な換気の確保、手指衛生といった日常的な対応を継続しつつ、それ以外に特段の対策を講じる必要はないこと等を周知しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する令和5年5月8日以降は、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、地域の実情等に即した感染症対策を講じていくことと併せて、これまで制限されてきた教育活動のうち真に必要なものを回復させるとともに、ICTを活用した多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、単に以前の姿に戻るのではなく、いわば新しい学びの在り方へと進化を図っていくことが重要であることについても周知しました。

## 2 学校保健の充実

### (1) 複雑化・多様化する児童生徒等の健康課題と養護教諭の支援体制の強化

現在の児童生徒等には、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタ

ルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な課題が生じています。また、心身の不調の背景には、いじめ、児童虐待、不登校、貧困などの問題が関わっていることもあり、児童生徒が抱える現代的な健康課題は複雑化・多様化しています。

このような現代的な健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、学校の全ての教職員等が連携して取り組むことが重要です。その中でも、養護教諭には、学校保健活動の中心的役割を果たすことが期待されています。

このため、複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、より一層きめ細かな支援を実施できるよう、経験豊富な退職養護教諭等を学校へ派遣し、大規模校や繁忙期等における業務支援や資質能力向上のための研修機会の確保等を行うなど、養護教諭等の支援体制の強化に取り組んでいます。

また、学校において児童生徒等の健康を支える体制も重要であることから、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、令和4年度の設置率は96%と高い水準を実現しています。

## (2) 保健教育の充実

小・中・高等学校を通じて、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目指し、学校における保健教育を推進しています。

文部科学省においては、学校における保健教育の充実を図るため、感染症や生活習慣病などの予防、心の健康、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、妊娠・出産、性感染症などについて記述した健康教育に関する総合的な啓発教材を文部科学省ウェブサイトに掲

載し、その活用を促しています。

このほか、文部科学省が作成した「がん教育推進のための教材」やその補助教材、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」の資料については、その活用を促すとともに、各都道府県等が主体的に行うがん教育に関する取組に対して支援を行うことによって各地域の実情に応じたがん教育の取組の充実を図っています。

また、薬物乱用防止教室については、各地域において、小学校、中学校及び高等学校における開催に努めるとともに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの周知等を通して、薬物乱用防止教育の充実を図っています。

学校における性に関する指導については、子供たち自身が性に関して正しく理解し適切な行動がとれるよう、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じた指導を実施しています。各学校の指導においては、集団指導に加え、個々の児童生徒の状況等に応じた個別指導も重要です。文部科学省では、関係省庁と連携し、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として教科等の指導や講演、個別指導などにおいて活用することを促すなど、地域の実情に応じた取組の充実を図っています。

## (3) 保健管理等の適切な実施

児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るため、学校においては、学校保健安全法に基づき、学校保健計画の策定、健康診断、健康観察、健康相談及び保健指導、疾病の管理と予防、学校環境衛生の維持等が行われています。

文部科学省では、日本学校保健会を通じて、「児童生徒等の健康診断マニュアル」「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」「学校において予防すべき感染症の解説」「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」「学校環境衛生管理マニュアル」など、学校における保健管理の参考となる資料の作成や、教職員

等を対象とした保健管理に関する研修会の開催等の取組を行っています。

児童生徒の個別の健康課題に関する取組としては、児童生徒の視力については、裸眼視力1.0未満の者が一貫して増加し続けていることに加え、ICT機器に接する機会も増加していることから、児童生徒の視力低下の実態を詳細に把握するため、令和3年度より近視実態調査を実施しています。児童生徒の脊柱側弯症については、学校における健康診断において脊柱側弯症を早期に発見し支援につなげることができるよう、専用の検査機器を用いた脊柱側弯症検診を導入する自治体の参考となるマニュアル等の作成に向けて、令和4年度より調査研究事業を実施しています。

また、現在、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握する仕組み（PHR：Personal Health Record）を政府全体で推進しています。このため、児童生徒等の健康診断の結果についても、電子記録として本人や保護者が閲覧できる仕組みが構築できるよう、文部科学省において実証事業を実施するなど、学校健康診断情報の電子化に向けた取組を進めています。

### ③ 学校における食育、学校給食の推進

#### （1）学校における食育の推進

子供たちに対し、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けさせるよう、学校において食育を推進することは大変重要です。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を有し、食育の中心的な推進役として、重要な役割を果たしています。文部科学省においては、学校における食育の充実のため、食に関する指導の手引や食育教材等を作成するとともに、栄養教諭の配置促進・資質能力向上に取り組んでいます。

栄養教諭の配置数は、令和4年5月1日現在、全国の公立義務教育諸学校において、6,843人となっており、平成17年の制

度創設以来、年々増加傾向にはありますが、配置されている栄養教諭・学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合は全国平均60.3%で、地域間格差もあります。このため、文部科学省では、栄養教諭に係る定数の改善に取り組むとともに、栄養教諭の職務の明確化を図り、都道府県教育委員会等に対し、新規採用や学校栄養職員から栄養教諭への任用替え促進を働きかけています。また、「教師の採用等の改善に係る取組について」（令和5年1月10日付通知）においても、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を依頼したところであり、引き続き、栄養教諭の配置促進に向けた取組を進めていきます。

食を取り巻く社会環境が大きく変化した現代においては、食物アレルギーや偏食等、子供たちの食に関する健康上の諸課題が多様化しており、栄養教諭による食に関する個別指導を充実させていくことも重要です。文部科学省においては、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施するなど、栄養教諭の食に関する個別指導力の一層の向上に取り組んでいるところです。

#### （2）学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。令和3年5月現在、小学校では1万8,923校（全小学校の99.0%）、中学校では9,107校（全中学校の91.5%）が学校給食を実施しています。

図表 2-4-15 学校給食実施状況（国公立）

区 分		全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比
小 学 校	学 校 数	19,107	18,857	98.7	38	0.2	28	0.1	18,923	99.0
	児 童 数	6,223,394	6,165,176	99.1	4,620	0.1	4,567	0.1	6,174,363	99.2
中 学 校	学 校 数	9,955	8,867	89.1	26	0.3	214	2.1	9,107	91.5
	生 徒 数	3,231,091	2,838,825	87.9	4,526	0.1	76,728	2.4	2,920,079	90.4
義務教育学校	学 校 数	151	149	98.7	0	0.0	0	0.0	149	98.7
	児 童・生 徒 数	58,706	57,170	97.4	0	0.0	0	0.0	57,170	97.4
中等教育学校 (前期課程)	学 校 数	54	30	55.6	0	0.0	5	9.3	35	64.8
	生 徒 数	17,492	9,484	54.2	0	0.0	1,649	9.4	11,133	63.6
特別支援学校	学 校 数	1,157	1,023	88.4	1	0.1	9	0.8	1,033	89.3
	幼 児・児 童・生 徒 数	146,285	134,452	91.9	45	0.0	725	0.5	135,222	92.4
夜間定時制 高等学校	学 校 数	555	288	51.9	77	13.9	2	0.4	367	66.1
	生 徒 数	65,872	15,245	23.1	2,646	4.0	13	0.0	17,904	27.2
計	学 校 数	30,979	29,214	94.3	142	0.5	258	0.8	29,614	95.6
	幼 児・児 童・生 徒 数	9,742,840	9,220,352	94.6	11,837	0.1	83,682	0.9	9,315,871	95.6

(国公立)  
令和3年5月1日現在

各学校では、学校給食の食材として地場産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組が進められています。食育基本法に基づく「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月食育推進会議決定）では、7年度までに、学校給食における地場産物の活用割合（元年度から維持・向上した都道府県の割合）を90%以上（4年現在：76.6%（36都道府県））、学校給食における国産食材の活用割合（元年度から維持・向上した都道府県の割合）を90%以上（4年度現在：78.7%（37都道府県））、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数を月12回以上（4年現在：10.5回）とすることを目指すこととされています。子供たちの食に関する理解を深めるためには、地場産物等を学校給食の食材として活用することが有効であり、文部科学省においては、「学校給食地場産物使用促進事業」や、地場産物をはじめとした様々な食材を活用した学校給食や食育の事例の発信に取り組むなど、学校給食の充実を図っています。

この他、学校給食におけるアレルギー対応の改善・充実のため、「学校給食におけ

るアレルギー対応指針」を作成し、事故防止の徹底を図っています。また、不測の事態も含めて安定的に学校給食が実施されるよう、「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」を行い、学校給食用食材の取引における課題と解決策等をまとめ、各教育委員会等において安定的な学校給食の提供に向けた取組を促しています。

現下の物価高騰に対しては、令和4年度より、各自治体における地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減に向けた取組を促し、99%の自治体において学校給食費の値上げが抑制されました。5年度においても引き続き、その取組を促しているところです。

#### 4 学校安全の推進\* 15

##### (1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。令和4年3月25日には、4年度から8年度の学校安全

\* 15 防災教育については参照：第2部第2章第1節

の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」\*16が閣議決定されました。当該計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と連携に連携・協働しつつ子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

## (2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備\*17し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害\*18や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成・見直す際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）等を作成し、活用を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、暑くなり始める前の4月から暑さが本格化する夏に向けて、各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ウェブサイト等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

令和4年度においては、9月に発生した静岡県牧之原市における通園バスへの幼児

置き去り事案を踏まえて、関係府省と連携して「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめ、学校保健安全法施行規則を一部改正し、送迎用バス利用時の所在確認や、幼稚園や特別支援学校における安全装置の装備の義務付けを図るとともに、同プランを実行するために必要な予算を確保して、バス送迎における安全の確保に努めたほか、5年3月に発生した埼玉県戸田市における中学校への不審者侵入刺傷事案を踏まえて、各学校の設置者による危機管理マニュアルの総点検とともに、オートロックシステム等の整備について補助事業の拡充を行うなど、不審者の学校侵入防止対策に努めています。

また、令和5年3月3日に、消費者安全調査委員会において、学校の施設又は設備による事故等に関する調査報告書がとりまとめられ、安全点検の手法等の改善について、文部科学大臣に意見具申されました。報告書中に例示されている危険箇所については教育委員会等に対し、教室内のレイアウト変更等の対応を依頼するとともに、今後、文部科学省において、有識者の専門的な知見を踏まえ、かつ教職員の負担を配慮しながら、実効性のある取組の検討を進めます。

## (3) 地域ぐるみで子供の安全を守る体制整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダー\*19やスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、こ

\*16 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1419593\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm)

\*17 学校施設整備については参照：第2部第12章第1節、第2部第13章第1節 ② (3)

\*18 青少年を有害情報から守るための取組については参照：第2部第11章第1節

\*19 スクールガード・リーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

れまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、点検の結果対策が必要と確認された箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

#### (4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身につけられるよう、実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省は、平成31年3月に、学校安全の総合的な参考資料である「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。

また、令和2年3月には教職員等の学校安全に関する資質能力の向上に資するため、キャリアステージに応じたeラーニング教材を開発し、4年12月に内容を一部更新しました。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール<sup>\*20</sup>等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等

を支援しています。

このほか、地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト<sup>\*21</sup>を開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

## 第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

### 1 教師の資質能力の向上

#### (1) 教師の養成・採用・研修の一体的な取組

我が国の未来を担う子供たちへの教育の充実には、教育の直接の担い手である教師の資質能力の向上が不可欠です。

令和3年3月には「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」について文部科学大臣から中央教育審議会に包括的な諮問を行い、4年12月に答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられたところです。本答申では、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、教員免許の在り方、教員養

<sup>\*20</sup> セーフティプロモーションスクール：地域の学校安全関係者や関係機関等と連携・協力し、学校安全計画の評価や評価の次年度計画への反映など、PDCAサイクルに基づく継続的な安全推進に取り組む学校を大阪教育大学が認証する取組

<sup>\*21</sup> 参照：<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

成大学・学部、教職大学院の在り方、教師を支える環境整備の各項目について具体的な方策が示されました。

文部科学省においては、本答申も踏まえながら、教師の養成・採用・研修等に関する改革に取り組んでいきます。

#### ① 教師の養成における取組

教師の資質能力の向上において、教員免許状を得るための教職課程の在り方は大変重要です。文部科学省では、平成29年11月に教育職員免許法施行規則を改正し、小学校教諭に係る外国語（英語）、ICTを活用した指導法、特別支援教育等について必修化・内容の充実化を図りました。これを受け、30年度、特別支援学校教諭免許状の課程を除く全ての教職課程は、これらに対応する授業科目や専任教員などの体制を整えて、改めて文部科学大臣の認定を受けました\*22。これにより、31年4月以降に入学した学生は、改正後の新しいカリキュラムを大学等で学び、教員免許状を取得することとなりました。

また、中央教育審議会における各教科に共通して習得すべきICT活用指導力を総論的に習得できるよう科目を新設する必要があるという提言を踏まえ、小中学校等の教員免許取得においては、令和4年度の入学者から、ICTを活用した教育の理論及び方法に関する科目を1単位以上必修化したところでは、

このほか、令和3年度には「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくためのけん引役としての役割を果たす大学について、その申請に基づき、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する仕組みを創設し、4大学が指定を受けています。

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学は、教育職員免許法施行規則等に定める一部の科目に代えて新たな科目を開設し、免許を取得することができる特例措置が適用されます。

指定大学には、新たな社会の到来を見据え、教育現場や教育行政、NPOや企業、関連分野の学問研究において優れた業績や実績を有する他大学や研究機関等と緊密に連携しつつ、新しいプログラムを研究・開発するなどの先導的・革新的な取組を行うことが求められます。また、取組から得られた知見を他の教員養成大学や教職課程を有する大学に展開し、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献することが期待されます。

令和4年度には、指定大学に対し、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会のもとに設置される教員養成フラッグシップ大学推進委員会によりフォローアップが行われました。

#### ② 教師の採用における取組

文部科学省では、真に教師としての適性を有する人材の確保の観点から、各都道府県教育委員会等における採用選考の改善を促しています。都道府県教育委員会等では、学力試験の成績だけでなく、面接試験や実技試験の実施、受験年齢制限の緩和、様々な社会経験を適切に評価する特別の選考等を通じて、人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されています。個性豊かで多様な人材を確保するため、教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者、英語に関する資格を持つ者、スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした特別の選考などが実施されています。（[図表 2-4-16](#)）。

\*22 令和4年度における教職課程を有する大学等は、831大学。

（※大学に大学院、大学専攻科、教職特別課程を併設している場合、及び、短期大学に短期大学専攻科を併設している大学は1大学と計上。）

〈教職課程数〉合計1万8,551課程

（※幼稚園662課程、小学校461課程、中学校6,380課程、高等学校9,738課程、養護教諭247課程、栄養教諭235課程）



図表 2-4-16 令和2年度実施公立学校教員採用選考実施方法等

(全68都道府県・指定都市等教育委員会)

①受験年齢制限の緩和状況

(単位：県市)

	制限なし	51～58歳	41～50歳	36～40歳	35歳以下
平成21年度実施	13	0	16	32	4
平成26年度実施	21	1	23	23	0
令和元年度実施	41	1	23	3	0
令和2年度実施	47	1	18	2	0

②特別の選考の実施状況

(単位：県市)

	英語の資格等	スポーツの技能や実績	芸術の技能や実績	国際貢献	民間企業等経験	教職経験	前年度試験での実績	複数免許状の所持	障害のある者
令和2年度実施	63	43	22	39	56	68	49	49	68

(出典) 文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考調査の実施方法について」

多様な専門性や背景を持つ人材を学校現場に迎え入れるための取組としては、上記の民間企業等での勤務経験を有する者を対象とした社会人特別選考のほか、特別免許状<sup>\*23</sup>の授与を受けて、教職に就くことができる制度が整備されており、都道府県教育委員会等が行う採用選考において、特別免許状の授与を前提とした社会人選考も行われています。

さらに、幅広い経験を持ち、優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民が様々な形で学校教育に参加することも、学校教育の多様化・活性化を図るために極めて重要です。現在、教員免許状を取得していなくとも、各教科や総合的な学習の時間の一部などを担当することができる特別非常勤講師制度の活用が広がっており、令和3年度の活用件数は、全国で2万件程度となっています。

文部科学省では、オリンピック等国際大会に出場したアスリート、国際的なコンクールの参加者、博士号取得者など専門的な分野での実績を有する者や、特別非常勤講師制度を活用して兼業・副業等により勤務した者などをはじめ、多様な経験を有する者への特別免許状の活用がより一層進む

よう、「特別免許状授与に係る教育職員検定等に関する指針」を令和3年5月に改訂し、特別免許状の授与に当たっての審査基準や手続について考え方を示しました。4年3月には当該指針の改訂を踏まえた積極的な授与について、同年4月には教師不足への対応のための特別免許状等の積極的な活用について周知するなど都道府県教育委員会等による特別免許状の授与を促進しています。さらに、「学校教育における外部人材活用事業」において、特別免許状や特別非常勤講師制度を活用して外部人材が学校現場へ参画する仕組みづくりの検討のための実証研究を行っています。

また、近年では、ALTやICT支援員、特別支援教育支援員等の教員免許状を持たない外部人材との協働も活発に行われています。

このほか、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、教師の採用に関する近年の課題への対応等に関する調査研究を実施しています。

③教師の研修における取組

教師には、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めることが求められており、様々な研修が実施されています。

<sup>\*23</sup> 授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。平成元年度から令和3年度までの累計授与件数は、2,276件。

教職員支援機構（NITS）（以下、「機構」という。）では、各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭・中堅教員・次世代リーダー・事務職員等に対する学校経営研修や、いじめ・道徳教育・情報化などの喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修の講師や企画・立案などを担う指導者を養成するための研修等により、地域の中核となるリーダーを養成しています。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、8月末までの研修については、基本的にオンラインで実施しました。9月以降は、感染状況等も踏まえながら、学校経営研修において集合・宿泊型研修を実施しました。

また、職務多忙等の理由により職場を離れての研修参加が困難な状況にある教師等に対して、多様な研修機会の提供、及び各学校で実施する校内研修の更なる充実を目指して、オンライン動画教材を提供しています。具体的には、校内研修で活用いただくことを想定し、各テーマの基礎理論又は理論的整理や考え方の提示を20分程度で行う「校内研修シリーズ」、授業等で実践できる力を身につけるための内容の提示を10分程度で行う「実践力向上シリーズ」を制作しており、計227タイトルを提供しています（令和4年度末現在）。また、同年度には新たに、教員志望者の円滑な入職につなげるための基礎的な内容をまとめた「基礎的研修シリーズ」を制作し、計30タイトルを提供しています。

また、機構では、全国の教育委員会等において策定された、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標についての専門的助言を行うとともに、教師の養成・採用・研修の改善を目的とした調査研究プロジェクトの実施や成果報告書の提供等、都道府県教育委員会等の研修企画を支援する取組も行っています。今後、全国の教育委員会等と協働しながら、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた更なる取組を進めていきます。

このような機構の研修の他、都道府県教育委員会等においては、教師がその経験、能力、専門分野等に応じて必要な研修を受けられるよう、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、長期社会体験研修、大学院等派遣研修等が行われています。

今後、機構や大学等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供する教員研修プラットフォームを構築するとともに、研修コンテンツの開発を教員研修高度化推進支援事業により支援いたします。

## （2）教職員のメンタルヘルスの保持

学校教育は教職員と児童生徒との人格的なふれあいを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることが重要です。しかし、公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は、令和3年度においては5,897人と過去最多であり、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが喫緊の課題となっています（図表2-4-17）。

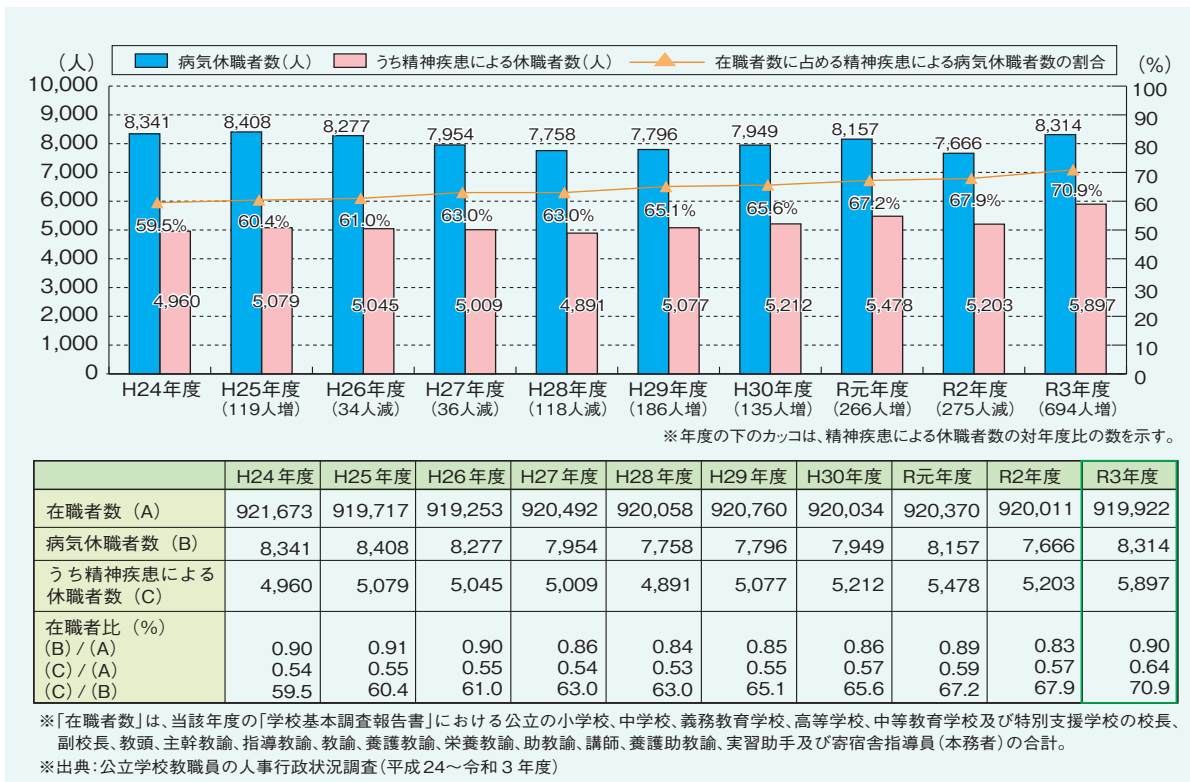
文部科学省では、平成25年の「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」の最終まとめ等を踏まえ、各教育委員会に対して、教職員本人への周知等を含めたセルフケアの促進や、教職員が一人で悩みや負担を抱え込まないよう、校長等の管理職によるラインケア、校長のリーダーシップによる業務の縮減・効率化、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組や人事管理等と関連付けて効果的・効率的な対策を図ることを促すとともに、ストレスチェック等の取組の推進、健康障害等に関する相談体制の整備、学校における働き方改革の取組の推進等を求めています。また、外部からの過剰要求等、学校で生じる様々なトラブルに適切に対応するため、令和2年度から教育委員会が弁護士（いわゆるスクールロイヤー）への法務相談を行う経費が普通交付税措置されたところであり、各教育委員会における法務相談体制のより一層の充実のため、学校・教育委員会と弁護士で共通理解を図っておくべき事項や対応事例等を盛り込んだ

「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き<sup>\*24</sup>」（4年3月改訂）や学校・教育委員会と弁護士が事例をもとに意見交換を行うワークショップ型の研修の実施に際し、参考となる資料やその資料を活用する研修の具体的な流れ等を紹介した解説動画を作成しました。

さらに、文部科学省では、教職員のメン

タルヘルス対策をより強力に推進するために、各教育委員会において、専門家等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、効果的な取組の研究や事例の創出を行うための予算を令和5年度予算に計上しています。

図表 2-4-17 公立学校教育職員の病気休職者数の推移（令和3年度）



### (3) 非違行為を行う教職員に対する厳正な対処

体罰や性犯罪・性暴力などの非違行為は、それ自体許されないものであるだけでなく、教職員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。文部科学省では、各教育委員会に対して、懲戒処分全般の基準を作成することや、処分事案について、児童生徒などのプライバシー保護に十分配慮しつつ、できるだけ詳しい内容を公表するよう指導し、教職員の服務規律の一層の確保を促しています。

体罰事案については、各教育委員会において引き続き、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応に努めるとともに、体罰を行ったと判断された教職員については、客観的な事実関係に基づき厳正な処分などを行うよう促しています。特に、児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合、児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合、体罰を起こした教職員が体罰を行った事実を隠蔽した場合、特別な支援を要する児童生徒に体罰を行った場合などについては、免職も含めて、より厳重な処分を行うよう各教育委員会に対し指導してい

\* 24 参照：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/homusoudan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/homusoudan/index.htm)

ます。また、不適切な指導等について、体罰と同様に懲戒処分基準に規定している教育委員会もあり、未整備の教育委員会においてはこうした規定を参考にして懲戒処分基準に定めるよう促しています。

令和3年度に性犯罪・性暴力等により懲戒処分等を受けた教員は216人となっており、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力を行い、懲戒処分を受けた教員は94人でした（うち免職89人、停職5人）。児童生徒等に対する性暴力等は、教育職員として絶対に許されないものであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、引き続き厳正な対応をするとともに、告発を遺漏なく行うよう各教育委員会に対し指導を徹底しています。これまでも、教員採用権者におけるより適切な採用選考に資するよう、過去に児童生徒等への性暴力等以外の事由も含めて懲戒免職処分等を受けた教員について、「官報情報検索ツール」における免許状の失効・取上げ等の情報の検索可能な期間を3年2月から直近40年間に大幅延長したほか、教育職員免許法施行規則を改正し、同年4月以降、教員免許状の失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的理由等を官報公告事項として規定するなどの方策を講じてきました（[図表2-4-18](#)）。

令和3年5月には、第204回国会において議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が衆参全会一致で成立し、4年4月1日から施行されました。本法により、教育職員等による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であることとされたほか、教育職員・児童生徒等に対する啓発、児童生徒等への性暴力等の早期発見及び対処、国による特定免許状失効者等（児童生徒等への性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げになった者）に関するデータベースの整備などが規定されました。また、特定免許状失効者等に対しては、免許状の失効又は取上げの原因となった児童生

徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる例外的な場合を除き、再び免許状を授与することはできないこととされました。特定免許状失効者等に関するデータベースについては、国において4年度に構築、5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公私立の別や常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用することが義務付けられています。このとき、任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が認められなかったのにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても損害賠償の責めを負うことがあり得ることに留意が必要です。

同法に基づき、文部科学省においては、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を令和4年3月に策定しました。同指針においては、法の基本理念を踏まえ、教育職員等と児童生徒とのSNS等による私的なやりとりの禁止に関して規則等により明確化すること、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針についてあらかじめ整理・周知を行うこと、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは直ちに事実確認等を行い、事実が認められる場合には適正かつ厳正な措置（原則として懲戒免職処分）を行うことなどについて示しています。また、教育委員会や学校における教員に対する研修や意識啓発の取組がより効果的なものとなるよう、4年度には、啓発動画や研修用動画、好事例集等を作成・公表しました。文部科学省においては、引き続き、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、本法に定められた施策の実施に全力を尽くしていきます。

図表 2-4-18 公立学校教育職員に係る懲戒処分等の状況について（令和3年度）

(単位：人)

処 分 事 由	① 懲戒処分		② 訓告等	合計 (①+②)		(参考) 最近10年間で最も多かった件数(年度)
	懲戒処分	前年度比		前年度比	前年度比	
交通違反・交通事故	160	3	2,206	2,366	234	3,225 (H24年度)
争議行為	0	0	0	0	0	8 (H24年度)
体罰	90	▲14	250	340	▲53	3,953 (H25年度)
性犯罪・性暴力等	191	12	24	215	14	282 (H30年度)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	26	▲33	25	51	▲35	185 (H26年度)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	0	▲2	0	0	▲2	31 (H24年度)
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	19	4	323	342	82	837 (H26年度)
パワーハラスメント等教職員同士のトラブルに係るもの	18	6	40	58	5	58 (R3年度)
その他の服務違反等に係るもの	196	13	1,097	1,293	319	4,680 (H24年度)
合 計	700	▲11	3,965	4,665	564	10,828 (H24年度)

(注) 個人情報の不適切な取扱いは、平成17年度から項目を設定。パワーハラスメント等教職員同士のトラブルに係るものは、平成30年度から項目を設定。「性犯罪・性暴力等」は、令和2年度に「わいせつ行為等」から名称を変更。

#### (4) ハラスメントの防止措置

女性活躍推進法等の改正により、令和2年6月からハラスメントの防止に関して必要な措置を講ずることが事業主である教育委員会に義務付けられました。文部科学省では各教育委員会に対して、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関して、防止措置を確実に実施するよう指導を行っています。また、パワーハラスメント等の行為が明らかになった場合には厳正に対処するとともに、服務規律を徹底するよう指導を行っています(図表2-4-19)。

図表 2-4-19

ハラスメント防止措置の実施状況（令和4年6月1日現在）

		都道府県 (47)				指定都市 (20)				市区町村等 (1746)					
		措置済み		措置済み		措置済み		措置済み		措置済み		措置済み			
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合		
1 パワーハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1) 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1533	87.9%	1126	64.6%	
		(2) 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1249	71.6%	1012	58.0%	
		(3) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1436	82.3%	1081	62.0%	
		(4) 相談窓口担当が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1353	77.6%	988	56.7%	
		(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1467	84.1%	961	55.1%	
		(6) 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1394	79.9%	911	52.2%	
		(7) 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1377	79.0%	924	53.0%	
		(8) 再発防止に向けた措置を講ずること	47	100.0%	41	87.2%	20	100.0%	17	85.0%	1226	70.3%	721	41.3%	
		(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1236	70.9%	961	55.1%	
		(10) 相談したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること	46	97.9%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1130	64.8%	904	51.8%	
	公務部門における上乗せ事項	(11) 自らの雇用する労働者以外の者（他の事業者が雇用する労働者、求職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	45	95.7%	42	89.4%	18	90.0%	15	75.0%	659	37.8%	456	26.1%	
		(12) 他の事業者の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	36	76.6%	28	59.6%	15	75.0%	12	60.0%	563	32.3%	335	19.2%	
		(13) 他の行政機関の職員からパワハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	24	51.1%	19	95.0%	8	40.0%	589	33.8%	291	16.7%	
		(14) 他の行政機関から（13）の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	18	38.3%	20	100.0%	4	20.0%	657	37.7%	282	16.2%	
		(15) 人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	31	66.0%	27	57.4%	9	45.0%	7	35.0%	662	38.0%	411	23.6%	
第三者による紛争解決援助	(16) 通知	47	100.0%			18	90.0%			1451	83.2%				
	(17) バンフレット、ポスター	28	59.6%			11	55.0%			684	39.2%				
	(18) HP、庁内イントラネット	37	78.7%			17	85.0%			427	24.5%				
	(19) 研修・講習	47	100.0%			20	100.0%			1079	61.9%				
	(20) その他	0	0.0%			0	0.0%			66	3.8%				
	2 セクシュアルハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1) セクハラの内容とセクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1536	88.1%	1126	64.6%
(2) セクハラの内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発している ※様式2-2 1.(3)(4)			47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1278	73.3%	1036	59.4%	
(3) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ※様式2-2 1.(5)(6)			47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1448	83.0%	1080	61.9%	
(4) 相談窓口担当が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、セクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している			47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1353	77.6%	968	55.5%	
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している			47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	18	90.0%	1466	84.1%	963	55.2%	
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている			47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	18	90.0%	1401	80.3%	913	52.4%	
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている			47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1383	79.3%	933	53.5%	
(8) 再発防止に向けた措置を講じている			47	100.0%	40	85.1%	20	100.0%	16	80.0%	1216	69.7%	727	41.7%	
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している			47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1221	70.0%	935	53.6%	
(10) 相談したことを、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発している			47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1155	66.2%	920	52.8%	
公務部門における上乗せ事項		(11) 自ら雇用する労働者以外の者（他の事業者が雇用する労働者、退職者、フリーランス等）に対する言動に関する取組	44	93.6%	41	87.2%	19	95.0%	16	80.0%	660	37.8%	462	26.5%	
		(12) 他の行政機関の職員からセクハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	39	83.0%	20	42.6%	14	70.0%	7	35.0%	600	34.4%	310	17.8%	
		(13) 他の行政機関から（12）の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	15	31.9%	19	95.0%	6	30.0%	650	37.3%	278	15.9%	
		(14) 人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	29	61.7%	25	53.2%	9	45.0%	7	35.0%	658	37.7%	413	23.7%	
		(15) 通知	47	100.0%			18	90.0%			1445	82.9%			
第三者による紛争解決援助	(16) バンフレット、ポスター	27	57.4%			12	60.0%			694	39.8%				
	(17) HP、庁内イントラネット	36	76.6%			17	85.0%			434	24.9%				
	(18) 研修・講習	47	100.0%			20	100.0%			1076	61.7%				
	(19) その他	0	0.0%			0	0.0%			66	3.8%				
	3 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	措置義務11項目	(1) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、そうしたハラスメントの発生原因、ハラスメントがあってはならない旨の方針、制度等の利用ができることを明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1463	83.9%	1041	59.7%
			(2) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1209	69.3%	952	54.6%
(3) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること			47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1400	80.3%	1019	58.4%	
(4) 相談窓口担当が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している			47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1289	73.9%	900	51.6%	
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している			47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1424	81.7%	900	51.6%	
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適切に行っている			47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	18	90.0%	1364	78.2%	865	49.6%	
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適切に行っている			47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	19	95.0%	1337	76.7%	879	50.4%	
(8) 再発防止に向けた措置を講じている			47	100.0%	38	80.9%	20	100.0%	16	80.0%	1184	67.9%	684	39.2%	
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している			47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1205	69.1%	914	52.4%	
(10) 相談したことを、事実関係の確認に協力したことを理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している			47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1111	63.7%	867	49.7%	
(11) 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている			46	97.9%	42	89.4%	20	100.0%	18	90.0%	1030	59.1%	626	35.9%	
公務部門における上乗せ事項		(12) 他の行政機関の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	21	44.7%	19	95.0%	8	40.0%	614	35.2%	320	18.3%	
		(13) 他の行政機関から（12）の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	16	34.0%	19	95.0%	5	25.0%	653	37.4%	279	16.0%	
		(14) 人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	30	63.8%	26	55.3%	9	45.0%	7	35.0%	653	37.4%	402	23.1%	
		(15) 通知	47	100.0%			18	90.0%			1418	81.3%			
第三者による紛争解決援助	(16) バンフレット、ポスター	27	57.4%			11	55.0%			668	38.3%				
	(17) HP、庁内イントラネット	35	74.5%			17	85.0%			421	24.1%				
	(18) 研修・講習	46	97.9%			20	100.0%			1039	59.6%				
	(19) その他	0	0.0%			0	0.0%			88	5.0%				

※質問項目については、総務省「各種ハラスメント対策の取組状況について（令和4年5月）」を参考している。

## (5) 人事評価と優秀教職員表彰、指導が不適切な教員への対応

### ①人事評価に関する取組

人事評価については、教職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていくため、評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことが重要であり、校長等の管理職としての人材育成の観点や教職員の健康及び福祉の確保の観点から、業務全般の見直し・縮減、効率的・効果的な組織運営や健康等に配慮した職場環境整備や管理職としての資質能力の向上につながる適切な指導を行うこと、また、教職員一人一人に対して効果的な教育活動を行い、学校組織全体の総合力の向上にもつながるよう努めることや業務改善を進める意識を持つような工夫を図るなどして、取組の工夫を図るなど、一層の改善充実に努めることを促しています。

また、文部科学省では、これまでも、評価結果を人事、給与、優秀教職員表彰、当該教職員の資質能力の向上に必要な研修機会の付与等に活用するよう促してきましたが、人事評価結果が昇任、昇給・降給、勤勉手当、免職・降任などに活用されていない教育委員会も見られるため、各教育委員会に対して、地方公務員法の規定及び趣旨にのっとり、人事評価を活用した人事管理を速やかに実施するよう指導しています。

### ②優秀教職員表彰に関する取組

優秀な教職員を表彰することは、当該教職員の意欲の向上と更なる活躍につながるとともに、教職員の模範となることを通じて、他の教職員の意欲及び資質能力の向上に資するものであり、学校教育全体の活性化を図るための重要な取組の一つです。文部科学省においても、平成18年度から文部科学大臣優秀教職員表彰を実施し、教職員組織の表彰対象への追加や、教職員経験年数10年未満の教職員を対象とする若手教職員等奨励賞の新設、民間の団体等からの推薦と有識者による選考により授与する「社会に開かれた教育実践奨励賞」の新設など、累次の見直しを図ってきました。令

和4年度には、全国の国公私立学校の現職の教職員から、799人の教職員（うち76人が若手教職員等奨励賞、4人が社会に開かれた教育実践奨励賞）と54の教職員組織（うち4が社会に開かれた教育実践奨励賞）が表彰されました。

### ③指導が不適切な教員への対応

教員の指導は、心身ともに発達段階にある児童生徒に大きな影響を及ぼすものであることから、指導が不適切な教員が児童生徒の指導に当たることがないようにしなければなりません。指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修等の実施に当たっては、人事評価の結果を活用するとともに、文部科学省が取りまとめた「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（令和4年8月31日改定）」などを踏まえて、公正かつ適正に実施するよう、引き続き各教育委員会に促してまいります。

また、指導が不適切であるとの認定までには至らないものの、指導に課題があるとされた教員については、その資質能力の向上のための対策に取り組むほか、条件付採用制度を適切に運用するなどして、人事管理システムの公正かつ適正な運用に努めるよう、各教育委員会に促しています。

## 2 学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

### (1) 学級編制と教職員定数

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における1学級の児童生徒数（学級編制）や教職員の配置（教職員定数）の「標準」を法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）。（以下、「義務標準法」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）で定めています。公立の小・中学校の学級編制の標準は、令和5年度現在、小学校で1学級35人

(経過措置として5年度は、小学校第5学年及び第6学年は40人)、中学校で1学級40人となっており、各都道府県教育委員会は、これを標準として学級編制の基準を設定し、各市（指定都市を除く。）町村教育委員会は、都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級編制を行っています。また、指定都市教育委員会は、国が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級

編制を行っています。

なお、地域の実情や児童生徒の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、各都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることが可能となっており、令和4年度は、66の都道府県・指定都市において国の学級編制の標準を下回る学級編制基準による弾力的な取組が実施されています（図表2-4-20）。

図表 2-4-20

### 令和4年度において国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」を実施する都道府県・指定都市の状況について

学年区分	編制人員 30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校 1 学年	17	4	/		21
2 学年	14	5			19
3 学年	6	4			10
4 学年	4	4	47	3	57
5 学年	4	3	40	4	50
6 学年	4	3	37	4	47
小学校純計	19	6	49	4	61
中学校 1 学年	4	4	52	3	63
2 学年	2	3	37	3	45
3 学年	3	3	35	3	44
中学校純計	5	5	53	5	63
小・中学校純計	19	8	58	7	66

※学級編制基準の弾力的運用について、小学校1～3学年において35人未満、小学校4学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。

※同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。

※「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。

※上記の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

文部科学省では、少人数教育の推進、いじめ問題や特別支援教育の充実といった様々な教育上の課題に対応するため、これまで幾次にもわたって学級編制の標準や教職員定数の改善を重ねてきました。

平成29年3月には義務標準法を改正し、これまで加配定数で措置していた障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修に係る定数の基礎定数化を実施し、発達障害や日本語に課題のある児童生徒に対するきめ細かな指導の充実や、教師の質の向上に必要な研修体制の充実を図っています。

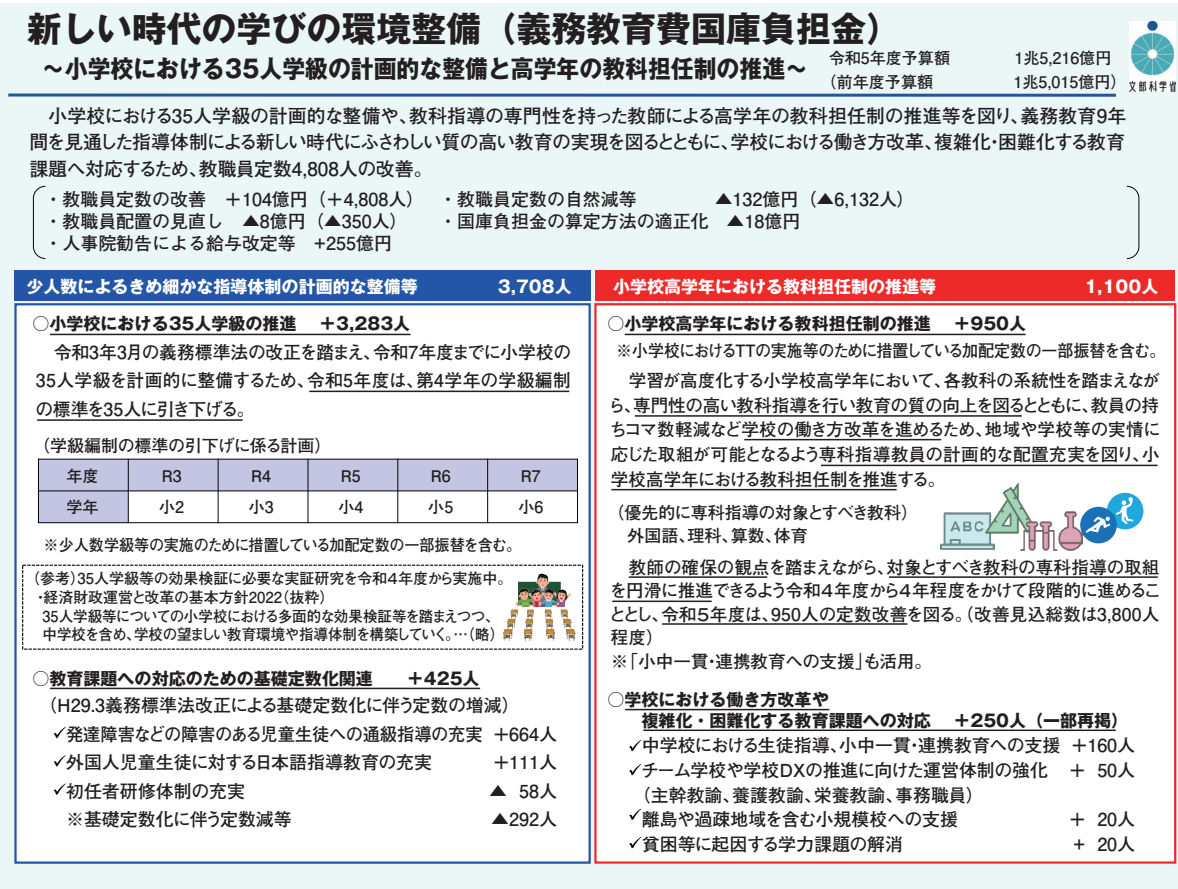
また、令和3年3月に義務標準法を改正し、公立小学校の学級編制の標準を引き下げ、35人学級を計画的に整備することとしました。

令和5年度予算においては、この小学校35人学級の計画的な整備に加え、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や、教員の持ちコマ数軽減など学校における働き方改革のため、小学校高学年における教科担任制の推進等に必要な教職員定数の改善4,808人を計上しています（図表2-4-21）。



図表 2-4-21

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）～小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進～



さらに、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価するため、平成28年度から、有識者や意欲ある地方公共団体の協力を得つつ、教育政策の形成に関する実証研究を実施しています。

このほか、退職教職員や教員志望の大学生など多彩な人材が教員業務支援員として学校の教育活動に参画する取組を支援する「補習等のための指導員等派遣事業」において、「教員業務支援員」(1万2,950人)に加え、「学力向上を目的とした学校教育活動支援」の配置(1万1,000人)に係る予算を計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

## (2) 義務教育費国庫負担制度

### ① 義務教育費国庫負担制度

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、「義務教育費国庫負担

法」に基づき、義務教育に必要な経費の大半を占める教職員給与費について、原則、都道府県・指定都市が負担した実支出額の3分の1を負担しています(義務教育費国庫負担制度)。これによって、地方公共団体の財政状況にかかわらず、全国どの地域においても、教職員給与費を安定的に確保することが可能となっています。また、義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で給与額や教職員配置に関する地方の自由度を大幅に拡大した「総額裁量制」の下で、教員を増員して少人数学級を導入するなど地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育がより一層展開できるようになっています。

### ② 教員の給与

教員の給与は、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(いわゆる「人材確保法」)によって、一般の公務員の給与より優遇されています。昭和55年の

時点では、教員の給与は、一般行政職の公務員の給与と月額で比較して7%以上優遇されていましたが、その後、この優位性は年々減少しています。令和5年5月には、教師の処遇改善の在り方を含め、質の高い教師の確保のための環境整備について文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問し、総合的な検討を要請しました。同月、初等中等教育分科会の下に「質の高い教師の確保特別部会」が設置されたところであり、施策を迅速かつ着実に実施していくために、審議の状況に応じ、逐次取りまとめることも含め、6年の春頃に方向性を示すことを一つの目途として検討が進められています。

### (3) チームとしての学校の実現に向けて

子供を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こうした課題に対応していくためには、組織として教育活動に取り組む「チームとしての学校」体制を創り上げ、学校の機能を強化していくことが必要です。また、学校における働き方改革を進めるためにも、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変えるとともに、教師の業務についても負担軽減を図ることが必要であり、多様な人材との連携を進め、この「チームとしての学校」を実現することも重要です。文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会に取りまとめられた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、引き続き、「チームとしての学校」の実現に取り組んでいきます。

教師が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むためには、指導体制の充実が必要です。加えて、心理や福祉等の専門性を有するスタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進める必要があります。平成29年4月にはスクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカー、部活動の引率等を単独で行うことができる部活動指導員を、令和3年8月には、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員を法令上に位置づけました。文部科学省としては、その配置に係る支援を行うことで、配置を促進しています。

また、専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められます。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められており、引き続き、取組を進めていきます。また、平成29年4月には、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することを目指し、その職務規定を見直したほか、学校の事務機能強化を推進するため、共同学校事務室の制度を法令上明確化しました。

さらに、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇や研修への適切な反映や、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置充実等に取り組んでいきます。また、学校における働き方改革の推進にも「チームとしての学校」の実現は重要であるため、業務の役割分担・適正化や多様な主体との連携、必要な人材の確保等、「チームとしての学校」の機能強化に着実に取り組んでいきます。

第13節

# 生涯にわたる 人格形成の基 礎を培う幼児 教育の振興

## 1 幼児期の教育活動・教育環境の充実

### (1) 幼児教育の現状

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育を担う幼稚園、保育所、認定こども園は我

が国の幼児教育の中核としての役割を担っています。令和4年5月1日現在、全国で9,111園の幼稚園があり、約92万人の幼児が在園しています。また、満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園については、同年5月1日現在、全国で6,657園があり、約82万人の乳幼児が在園しています。保育所については、同年4月1日現在、全国で2万3,899園があり、約196万人の乳幼児が在園しています（図表2-4-22）。

図表 2-4-22 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の園数及び園児数等

区分		幼稚園※1	幼保連携型認定こども園※1	保育所等※2
施設数		9,111	6,657	39,244
在園児数 (人)	計	923,295	821,411	2,729,899
	0歳児		30,248	144,835
	1歳児	—	92,541	956,090
	2歳児		108,754	
	3歳児	273,187	191,298	1,628,974
	4歳児	310,873	196,387	
	5歳児	339,235	202,183	
教員・保育教員等数 (本務者) (人)		87,752	136,543	384,371

(出典) ※1 文部科学省学校基本調査（令和4年5月1日時点）

※2 厚生労働省社会福祉施設等調査（令和3年10月1日時点）及び

保育所等待機児童数調査（令和4年4月1日時点、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等を含む）

### (2) 幼児教育の質の向上

幼児教育の重要性にかんがみ、平成18年に改正された「教育基本法」においては、国や地方が幼児期の教育の振興に努めることが定められ、19年に改正された「学校教育法」においては、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることが明記されました。

全国的に一定の教育水準を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として、国は「学校教育法」に基づいて幼稚園教育要領を定めています。子供の育ちの変化や社会の変化に対応して、おおむね10年ごとに見直し、平成29年3月に幼

稚園教育要領が公示され、30年4月から実施されています。幼稚園教育要領では、5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）のねらい及び内容に基づく活動全体によって育む幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化するなどされました。幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針についても幼稚園教育要領との一層の整合性を図った上で、29年3月に公示されました。

また、文部科学省では、「幼稚園におけ

る学校評価ガイドライン（平成23年11月改訂）」を示し、幼稚園の特性に応じた学校評価を推進することによって幼稚園教育の質の向上を図っています。

文部科学省では、令和4年度には、「幼児教育スタートプランの実現」として、様々な事業を実施しています。同年度には、①幼保小接続期の教育の質的向上に向けた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善、②地方公共団体における幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置等により、公立や幼稚園、保育所、認定こども園といった施設類型の垣根を越えて一体的に幼児教育を推進する体制の活用支援、③幼稚園教諭の専門性向上のための免許法認定講習等の開設支援を通じた免許上進の促進、④幼児教育における人材確保・キャリアアップのための各地域における先導的な取組の支援と有効な方法の検証・普及、⑤幼児教育の教育課題に対応した指導方法等の充実に関する調査研究を実施しました。また、教育環境の充実を図るため、幼稚園におけるICT環境整備や、預かり保育等を実施する私立幼稚園における施設の改修等への支援を行っています。

さらに、幼児教育の質の向上に向けた体制を整備するため、平成28年4月、中長期的な観点から幼児教育に関する基礎的な研究を行うとともに、政策形成に密接に関連した研究を中心に調査研究活動を行うための国の調査研究拠点として、国立教育政策研究所内に「幼児教育研究センター」を設置しました。同センターでは、①幼児教育に関する調査研究の推進、②研究ネットワークの構築、③研究成果の普及を3つの柱として、関係省庁との連携の下、幼児教育に関する国内の調査研究拠点としての役割を担っています。

### (3) 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続

令和3年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」におい

て、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続について審議がなされ、4年3月に「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が取りまとめられるとともに、5年2月「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、この節において「審議まとめ」という。)が取りまとめられました。

本審議まとめでは、5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、幼保小が意識的に「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるのが重要であることなどが示されています。

この架け橋期の教育の充実に関して、文部科学省では令和4年度から、各自治体が幼保小接続期のカリキュラムの開発・実践等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、19の自治体に委託して、架け橋期のカリキュラムの開発や研修等について調査研究を実施しています。

## 2 幼児教育・保育の無償化の円滑かつ着実な実施

子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。また、20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つです。こうした背景を踏まえ、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

幼児教育・保育の無償化では、3歳から5歳までの子供について、子ども・子育て支援法における施設型給付を受ける幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化するとともに、施設型給付を受けない幼稚園等については、月額2.57万円（国立大学附属幼稚園については0.87万円、国立

特別支援学校幼稚部については0.04万円)までを上限として無償化することとしています。

また、幼稚園等の預かり保育等を利用する子供については、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の教育課程に係る教育時間の利用に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で預かり保育等の利用料を無償化することとしています。

### 3 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度(以下、この節において「新制度」という。)は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考え方の下、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を進めていくために創設され、平成27年4月に開始しました。

新制度は、従前の私立幼稚園に関する諸制度(私学助成等)と大きく異なる部分もあることから、私立幼稚園については、地域の実情や収支の見通し等を踏まえて、自由に新制度への移行を選択できるようになっています。また、私立幼稚園が新制度に移行する際には、1. 幼稚園のまま移行するか、2. 保育機能を付加した認定こども園となって移行するかを選ぶことになります。

令和4年4月1日時点で、全私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園(7,680園)中、58.2%(4,471園)が新制度に移行した園であり、5年度末までに移行する見込みと回答した幼稚園(426園)を含めると、同年度末までの移行率は63.8%(4,897園)です。

文部科学省では、関係省庁等と連携しつつ、希望する園が円滑に移行できるような環境整備を行うこととしており、幼稚園が有する懸案事項を踏まえ、移行に向けた環境

を整えてきました。さらに、幼稚園等における預かり保育等に係る補助の充実や幼稚園のまま保育を必要とする0から2歳児を定期的に預かる仕組みを継続して実施しています。

文部科学省では、今後とも、事業者・地方公共団体の意見・要望を丁寧に受け止めながら、制度・運用の周知・改善に努めていきます。

## 第14節 障害のある子供一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

### 1 特別支援教育をめぐる現状

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要があります。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、「通級による指導<sup>\*25</sup>」においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮を含め、必要な支援を行う必要があります。

なお、特別支援学校の在籍者数(幼稚部・小学部・中学部・高等部)は約14.9万人(令和4年5月1日現在)、特別支援学級の在籍者数(小・中学校)は約35.3万人(同

<sup>\*25</sup> 通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

年5月1日現在)、通級による指導を受けている児童生徒数(小学校・中学校・高等学校)は約18.4万人(3年度通年)となっています。

## 2 多様な学びの場の整備

### (1) 特別支援教育に関する指導の充実

障害のある子供には、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場が提供されています。平成30年度からは高等学校段階における通級による指導が開始されるなど、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう制度の整備を進めています。また、29年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、31年2月に特別支援学校高等部学習指導要領を公示し、1. 重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、2. 障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、3. キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等に関する記載を充実させました。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこととしています。また、平成30年8月には、学校教育法施行規則を一部改正し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校において通級による指導を受けている児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療・福祉・保健・労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととしています。

### (2) 交流及び共同学習の充実

小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」は、全ての子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っています。また、学校において交流及び共同学習を行う際の参考となるよう、平成31年3月には「交流及び共同学習ガイド」の改訂、令和2年11月には「交流及び共同学習オンラインフォーラム」の公開等を通じて好事例を展開し、各学校の適切な取組を促しています。また、4年4月には、「交流及び共同学習」の重要性を改めて示しつつ、各教育委員会において、適切な就学先決定が行われるよう「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」\*<sup>26</sup>(令和4年4月27日付け 初等中等教育局長通知)を通知しました。

### (3) 障害のある児童生徒の教科書・教材の充実

特別支援学校の児童生徒にとっては、その障害の状態等によっては、一般に使用されている検定教科書が必ずしも適切ではない場合があり、特別な配慮の下に作成された教科書が必要となります。このため、文部科学省では、従来から、文部科学省著作の教科書として、視覚障害者用の点字版の教科書、聴覚障害者用(小学部は言語指

\*<sup>26</sup>「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(令和4年4月27日付け 初等中等教育局長通知)  
参照：[https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt\\_tokubetu01-100002908\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf)

導、中学部は言語)の教科書、知的障害者用の国語、算数(数学)及び音楽の教科書を作成し、新たに生活の教科書を作成しています。なお、特別支援学校及び特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作の教科書以外の図書(いわゆる「一般図書」)を教科書として使用することができます。

また、文部科学省においては、拡大教科書など、障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等<sup>\*27</sup>の普及を図っています。

さらには、近年の教育の情報化に伴い、令和2年度から実施されている学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、平成30年に学校教育法等の改正等を行い、令和元年度から、視覚障害や発達障害等の障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書<sup>\*28</sup>を使用することができることとなっています。

#### (4) 教師の専門性の確保

特別支援教育担当教員の養成は、現在、主として大学の特別支援教育関係の教職課程等において行われています。また、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教員養成においても、平成29年11月の教育職員免許法施行規則の改正により、教職課程において「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目を必修化したところです。31年4月から、中央教育審議会の審査に基づき、文部科学大臣の認定を受けた大学において新しい教職課程が始まっています。

また、教員の資質向上を図るため、国立特別支援教育総合研究所においては、特別支援教育関係の教員等に対する研修や講義配信を行っているほか、教職員支援機構においても、各地域の中心的な役割を担う教員を育成する研修において、特別支援教育に関する内容を盛り込んでいます。さらに、都道府県等教育委員会においては、小学校等の教師等の初任者研修や中堅教諭等資質向上研修においても、特別支援教育に関する内容を盛り込んでいます。この他、放送大学や国立特別支援教育総合研究所等において、現職教師を主な対象とした特別支援学校教諭免許状取得のための科目が開講されています。

令和4年5月1日現在、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭等免許状の保有率は全体で87.2%となっており、全体として前年度と比べ0.7ポイント増加していますが、特別支援教育に関する教師の専門性の向上が一層求められている中で、専門の免許状の保有率の向上は喫緊の課題となっています。

このため、文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上に向けて、採用、研修、配置等に当たっては免許状の保有状況を考慮することなどを要請しています。

令和4年3月には、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」<sup>\*29</sup>を公表し、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための養成・採用・研修等について、教育委員会、学校、大学等の関係の皆様に取り組んでいただきたい方向性を示しました。また、同年7月には、前述の検討会議報告等を踏まえ、教育職員免許法施行規則を一部改正するとともに、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを新たに策定しました。

<sup>\*27</sup> 教科用特定図書等：視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため検定教科書の文字、図形等を拡大して複製した図書(いわゆる「拡大教科書」)、検定教科書を点字により複製した図書(いわゆる「点字教科書」)、その他障害のある児童生徒の学習の用に供するために作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの。

<sup>\*28</sup> 学習者用デジタル教科書：紙の教科書の内容の全部(電磁的に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材

<sup>\*29</sup> 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告」

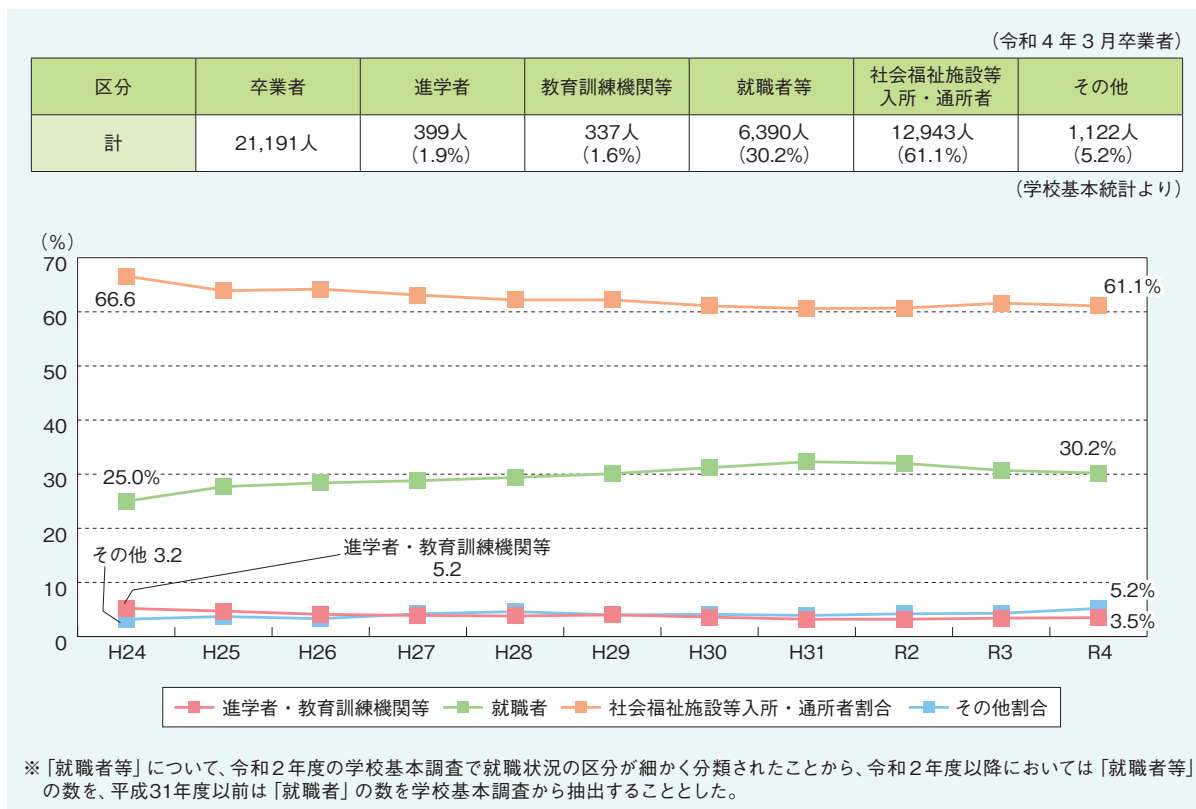
参照：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext\\_00031.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html)

## (5) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要です。しかし、令和4年3月現在、

特別支援学校高等部卒業者のうち、福祉施設等入所者の割合が約61%に達する一方で、就職者の割合は約30%となっており、職業的な自立を図る上で厳しい状況が続いています（図表2-4-23）。

図表 2-4-23 特別支援教育特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況



この背景には、特別支援学校高等部卒業後の就職者数は増加しているものの、特別支援学校高等部在籍者数も大幅に増加しており、就職者の割合が微増にとどまっていることなどが挙げられます。

障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を行う必要があります。文部科学省では、厚生労働省と連携して、都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナー等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用したり、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ったりするといった取組の充実を促しています。

## (6) 国立特別支援教育総合研究所における取組

国立特別支援教育総合研究所は、我が国における唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究を核として活動しています。各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や高等学校における通級による指導などに関する「指導者研究協議会」を実施しているほか、インターネットを通じて、通常の学級の教師を含め障害のある児童生徒等の教育に携わる幅広い教師の資質向上の取組を支援するための研修講義の配信や特別支援学校の教師の免許状保有率の向上に資する免許法認定通信



教育を実施しています。また、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報を提供するため、インターネットを活用し、発達障害に関する情報提供等を行う「発達障害教育推進センター」、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みの構築に関する相談支援等を受ける「インクルーシブ教育システム推進センター」、合理的配慮の実践事例の掲載等を行う「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」及び支援機器等教材活用に関する様々な情報を集約した「特別支援教育教材ポータルサイト」などにより情報発信を行っています。

さらに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより配信しています。さらに、我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国の動向を把握し、公表しています。

### (7) 支援スタッフの積極的な登用

特別支援教育の推進に向け、教師以外の支援スタッフの登用も積極的に進めています。障害のある子供の学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置の拡充や、学校における「医療的ケア看護職員」の配置にかかる経費の一部補助等を進めるほか、地方公共団体において、こうした支援スタッフの配置がより促進されるよう、令和3年8月に、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員を学校教育法施行規則上に位置づけました。

## 3 地域・学校における支援体制の整備—発達障害を含む障害のある子供たちへの支援

### (1) 切れ目ない支援体制整備

令和3年1月に報告された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会

議 報告」において、特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要であることなどが示されました。文部科学省では、特別な支援が必要な子供が、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を受けられる体制の整備に必要な経費（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発などに係る経費）の一部を補助する事業を実施するなどして、教育委員会や学校等における取組を推進しています。

### (2) 教育と福祉等の連携

発達障害をはじめ障害のある子供への支援における教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要です。各自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるようにするため、文部科学省と厚生労働省の連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト等を踏まえ、平成30年8月に、学校教育法施行規則の改正を行い、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、児童生徒等又はその保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととしました。また、文部科学省、厚生労働省、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンターが連携してポータルサイトを開設し情報発信を行う等、教育・福祉等が連携した切れ目ない支援のための取組を行っています。さらに、厚生労働省では、教育・福祉の連携を強化し、障害のある子供とその家族の地域生活の向上を図るため、「家庭・教育・福祉連携推進事業」を令和元年度から実施しています。

なお、難聴児への支援については、難聴を早期に発見し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されています。

このため、文部科学省、厚生労働省の両省において連携を緊密に図りながら、難聴児への支援方策を実現するために、「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げ、令和元年6月に報告を取りまとめました。報告では、文部科学省において、特別支援学校における聴覚障害児の早期支援等に取り組むこととしています。また、4年2月には、この報告に基づき、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成するための指針となる「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を作成しました。

### (3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導について教員の専門性の向上が喫緊の課題となっていること等を踏まえ、令和2年度から経験の浅い教員の専門性向上のための支援体制構築に関する研究、3年度から障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、ICTを活用した遠隔による指導の在り方に関する研究を実施しており、今後、得られた成果について取りまとめる予定です。また、通常の学級に在籍する児童生徒の実態と支援状況を把握するため、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施し、4年12月に公表しました。小学校・中学校における「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされる児

童生徒の割合は推定値8.8%（前回調査時、推定値6.5%）、今回初めて調査を行った高等学校においては、推定値2.2%でした。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成24年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が増加していること（2.3ポイント増）が明らかになりました。

### (4) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する支援

近年の小中高等学校等における特別支援教育を必要とする児童生徒の増加や、令和4年9月の障害者権利委員会对日審査における総括所見及び同年12月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」等を踏まえ、5年3月13日に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告を公表し、各教育委員会等に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」\*30（令和5年3月13日付け初等中等教育局長通知）を通知しました。報告では、児童生徒の実態を適切に把握し、必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の充実、児童生徒が慣れた環境で安心して指導を受けられるよう自校通級や巡回指導の促進など通級による指導の充実、特別支援学校からの小中学校等への支援の充実、特別支援学校と小中高等学校のいずれかの学校を一体的に運営する学校をモデル事業として支援するインクルーシブな学校運営モデルの創設などの方向性が示されました。文部科学省においては、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶための条件整備をはじめ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の整備を着実に進め、本報告に示された具体的

\*30 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」  
参照：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html)

な方向性の実現を図るべく関連施策等の充実のための取組を進めます。

### (5) 医療的ケアが必要な子供に対する支援

文部科学省が実施した学校における医療的ケアに関する調査の結果によると、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数は増加傾向にあります。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に成立し、同年9月に施行されました。このような状況を踏まえ、文部科学省では、学校において関係者が一丸となって医療的ケアに対応できるよう、医療的ケアの環境整備の充実を図るため、教育委員会や学校等における取組を支援しています。とりわけ、学校において中心となって医療的ケアを行う看護師については、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、その名称を医療的ケア看護職員とし、その職務内容について学校教育法施行規則に規定するとともに、教育委員会等における医療的ケア看護職員の配置に係る支援や研修に関する調査研究を行いました。

さらに、近年、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加傾向であることから、教育委員会等における医療的ケアに関する体制整備等の参考となるよう令和3年6月に、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を公表するとともに、小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施しています。

### (6) 病気療養児に対する支援

医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す児童生徒、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために学校への通学が困難な児童生徒への対応など、病院や自宅等で療養中の病気療養児を取り巻く環境は、近年大きく変化し

ています。こうした状況の下、病気療養児の教育機会を確保するとともに学習や学校生活に関する不安感を解消し円滑な復学につなげるため、遠隔教育等を活用した取組を進めています。

小・中学校段階については、平成30年9月に「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成30年9月20日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）を発出し、受信側において児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの一定の要件の下、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せず、同時双方向型の授業配信を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとしました。さらに、令和5年3月に同通知を改正し、病気療養児のその時々々の病状や治療の状況に応じて、学校の判断で、事前に録画した授業を視聴したい時間に受講することが可能なオンデマンド型授業配信を含むICT等を活用した学習活動を実施した場合においても、同様に取り扱うことができることとしました（「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（令和5年3月30日付け 文部科学省初等中等教育局長通知））。

高等学校段階については、平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、一定の要件の下に行われる遠隔教育に加え、通信制課程に準じた特別の教育課程を編成すること（面接指導時間の減免のための遠隔教育・オンデマンド型の授業を含む）により単位認定をすることができる特例制度の創設等を行っています。このうち、メディアを利用して行う授業については、令和元年11月に「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（令和元年11月26日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）を発出

し、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、同時双方向型の授業配信を行う場合、受信側に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととしました。なお、その場合においても、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすることとしています。また、メディアを利用して行う授業については、単位修得数等の上限が定められていますが、2年4月の学校教育法施行規則の改正により、病気療養中等の生徒においては、教育機会を確保する観点から、上限を超える単位修得等を認めることとしたほか、3年2月に、単位算定に必要な対面時間数について弾力化しました。さらに、5年3月に告示の一部改正及び「高等学校等の病気療養中の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」（令和5年3月30日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）の発出を行い、メディアを利用して行う授業について、同時双方向型だけでなく、オンデマンド型の授業を実施した場合も単位認定できることとしました。

そのほか、文部科学省では、病気療養児に対する教育機会の確保や支援体制を構築するため、平成28年度から30年度まで、小・中学校段階を対象とした「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」を、令和元年度からは高等学校段階を対象とした「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」を実施しています。3年度から4年度は、ICTを活用した遠隔教育を進めるため、在籍校・病院・教育委員会等の関係機関が連携しながら、「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」を実施しています。

## (7) 就学支援

文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会では、障害のある児童生徒等の就学を

支援するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減することを目的とし、その負担能力に応じて、通学費や教科用図書購入費、寄宿舎費等の特別支援学校等への就学に必要な経費の全部又は一部を負担しています。令和2年度からは、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末の一層の利活用を推進するため、新たにオンライン学習に必要な通信費についても補助対象とし、3年度にはさらに補助対象者の拡充、補助上限額の引き上げを行いました。

## 第15節 地方教育行政の在り方と地域とともにある学校づくり

### 1 教育委員会制度

教育委員会は、地方教育行政の中心的な担い手であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツなどに関する事務を担当する機関として、地域の教育行政における重要事項や基本方針を決定しています。教育委員会は、教育における政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の多様な意向の反映を実現するため、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として、全ての地方公共団体（都道府県及び市町村等）に置かれています。教育委員会は、教育行政の責任者として、教育委員会を代表し、かつ、事務局を指揮監督する教育長及び4人の委員の原則5人から組織されます。

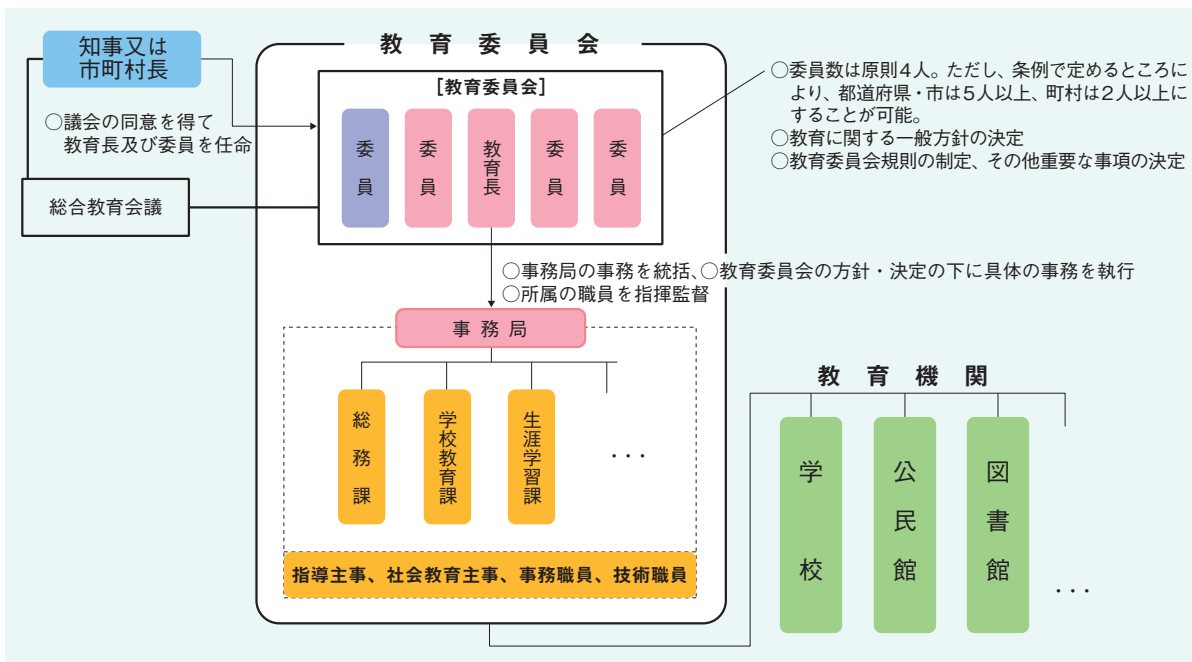
また、大学や私立学校に関すること、予算の編成・執行や条例案の提出といった権限を有する地方公共団体の長も地域の教育行政に関して重要な役割を担っています。教育委員会と地方公共団体の長が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たるとともに、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地方公

共同体の長と教育委員会によって構成される総合教育会議を設けることとしているほか、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとしています（図表2-4-24）。

なお、文部科学省では、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月中央教育審議会答申）において挙げられた学校運営に係る地方教育行政の在り方に

係る検討事項その他当面する課題等を踏まえ、3年12月に調査研究協力者会議を立ち上げ、地方教育行政の充実改善に向けた検討を行っています。また、5年度は、総合教育会議を通じた教育委員会と首長部局との先進的な連携や各自治体の教育委員会間の連携を支援し、各地域における多様な取組をより一層促していくための事業を実施する予定です。

図表 2-4-24 教育委員会の組織



## 2 地域と学校の連携・協働の推進

### (1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

第2部第3章第3節 3 (1) を参照。

### (2) 地域と学校の連携・協働の現状

第2部第3章第3節 3 (2) を参照。

## 第16節 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力

し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。そのため、文部科学省では「学校教育法施行規則」及び「義務教育施設費負担法施行令」に基づき、公立小・中学校の適正規模や適正配置について標準等を示しています（学校規模：12学級から18学級、通学距離：小学校4km以内、中学校6km以内）。

少子化の流れを受けて、この10年で公立小・中学校数はその1割に当たる約3,000校が減少するとともに、標準規模に満たない学校は、小学校で約4割、中学校で約5割存在しているのが現状です。今後、少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育的デメリットの顕在化が

懸念されています。一方、統合が困難な地理的特性や地域コミュニティの核としての学校の重要性への配慮も求められています。

## 1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

文部科学省では、市区町村の様々な取組を総合的に支援する一環として、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合、休校とした学校を再開する場合のそれぞれの検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月27日に公表し、全国の都道府県に通知するとともに、文部科学省ウェブサイトでも公表しました\*<sup>31</sup>。

各市区町村において、少子化に伴う学校の小規模化という課題に正面から向き合い、地域コミュニティの核となる魅力ある学校づくりが主体的に検討されることが期待されます。

## 2 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査の概要

文部科学省では、平成26年度から、全ての地方公共団体を対象に、学校統合による学校規模の適正化や、統合困難な小規模校における教育の活性化など、各都道府県・市町村教育委員会における少子化に対応した取組の状況などについて調査\*<sup>32</sup>を行っています。

令和3年度の主な調査結果は以下のとおりです。

- ・学校規模に関する課題を認識している市

町村は77%あり、そのうち84%の市町村が課題解消に向けた対策の検討に着手している。

- ・学校規模の適正化を図る上での課題や懸念に「よく当てはまる」として回答が多かったのは、保護者や地域住民との合意形成であった。
- ・小規模校のメリットを最大化させる取組として回答が多かったのは、地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施であり、デメリットを最小化させる取組として回答が多かったのは、異学年集団での共同学習や体験学習の計画的な実施であった。

## 3 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

文部科学省においては、統合による魅力ある学校づくりや統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するとともに、取組モデルを横展開するためのフォーラムを開催するなどして、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細かに支援していきます（図表2-4-25）。

\*<sup>31</sup>「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」参照：

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf)

\*<sup>32</sup>「令和3年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」参照：

[https://www.mext.go.jp/content/20220311-mxt\\_syoto02-000020653\\_2-2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220311-mxt_syoto02-000020653_2-2.pdf)

図表 2-4-25 文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援

**文部科学省としては「より良い教育環境の実現」を支援**  
統廃合する場合も、小規模校として存続する場合も支援の対象となり得る

**「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）**

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

**<学校統合による魅力ある学校づくり>**

- **施設整備への補助**  
統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助  
◆公立学校施設整備費  
令和5年度予算：68,718百万円の内数  
（令和4年度当初予算：68,834百万円の内数）
- **教員定数の加配**  
統合前後一定期間における指導・運営体制の構築を支援  
◆教員定数の加配措置  
令和5年度予算：260人  
（令和4年度当初予算：410人）  
  
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（後掲）
- **スクールバス等購入費補助**  
◆へき地児童生徒援助費等補助金  
令和5年度予算：2,150百万円  
（令和4年度当初予算：2,297百万円）  
  
うち、スクールバス等購入費  
令和5年度予算：619百万円  
（令和4年度当初予算：619百万円）
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合による魅力ある学校づくりの先進事例の発信**

**<小規模校を存続させる場合の教育活動の充実>**

- **教員定数の加配**  
小規模校加配  
◆教員定数の加配措置  
令和5年度予算：95人（令和4年度当初予算：75人）  
義務教育学校を含む小中一貫教育への支援（後掲）
- **学校魅力化フォーラムにおける、統合困難な地域における教育環境の充実の先進事例の発信**

**<休校している学校の再開支援>**

- **スクールバス等購入費補助〔再掲〕**
- **施設の大規模改造・長寿命化改良への補助**  
◆公立学校施設整備費〔再掲〕

**<地域コミュニティの維持・強化等>**

- **コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じた学校を核とした地域力強化の推進**  
◆学校を核とした地域力強化プラン  
令和5年度予算：7,650百万円（令和4年度当初予算：7,446百万円）
- **義務教育学校を含む小中一貫教育への支援**  
◆教員定数の加配措置  
令和5年度予算：401人（令和4年度当初予算：301人）
- **廃校の有効活用への支援**

## 第17節 夜間中学について

### 1 夜間中学の現状

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多かったことから、これらの生徒に対し、義務教育の機会を提供するため、昭和20年代初頭から設けられてきました。30年ごろには、設置数は80校以上を数えましたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少しました。しかし平成28年12月7日の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）成立後、令和2年に1校、3年に2校、4年

に4校、5年に4校新設され、現在は17都道府県に44校が設置されています。4年5月に文部科学省が実施した調査結果によると、1,558名の生徒が夜間中学に通っています。

### 2 夜間中学の（潜在的）入学希望者

令和2年の「国勢調査」では、未就学者\*<sup>33</sup>は約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者\*<sup>34</sup>は約80.4万人いることが明らかとなっており、夜間中学には潜在的なニーズがあると考えられています。

このような中、文部科学省においては、平成27年7月に、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者について、夜

\*<sup>33</sup> 小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人。

\*<sup>34</sup> 小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人。

間中学での受入れが可能であることを示しました。このことにより、令和4年5月に文部科学省が実施した調査において、361名の入学希望既卒者が夜間中学に通っていることが明らかとなりました。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保という観点から、必要な教育整備を図りつつ、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れも考えられる旨を令和元年10月に発出した通知に記載したところです。

また、令和元年12月に関係閣僚会議において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（改訂）において、夜間中学は「本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関」であり、「全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る」と明記されました。

このように、現在、夜間中学には、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

### 3 夜間中学の設置・充実

平成28年12月7日に成立した「教育機会確保法」に基づき、文部科学省においては、29年3月に同法に基づく基本指針を策定しました。

また、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては、「人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれました。

さらに、令和5年6月に閣議決定された

教育振興基本計画においては、「教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図る」と明記されました。これらのことを受け、文部科学省においては、夜間中学の設置・充実のため以下の取組を実施しました。

- ・夜間中学を新たに設置する際に都道府県立も含めた検討が進むよう義務教育費国庫負担法の一部を改正し、都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫補助の対象に追加
- ・平成29年3月に公示した中学校学習指導要領の総則に指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記するとともに、学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備
- ・これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、未設置の自治体において夜間中学を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を平成30年4月に取りまとめ、ウェブサイト公表
- ・教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、平成30年11月に学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を開催
- ・令和2年度から夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）を開始
- ・新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等施策の検討のため、令和4年5月に「令和4年度夜間中学等に関する実態調査」を実施
- ・令和2年国勢調査の結果を受けて、4年6月に各都道府県等に夜間中学の設置・充実に向けた取組を一層推進するよう文書により依頼



・夜間中学の設置・充実を通じた教育機会の確保に向け各地方公共団体において参考となるよう平成29年1月に作成した手引（30年7月に第2次改訂）について、令和2年国勢調査の結果が明らかになったことや都道府県立夜間中学の設置など夜間中学を巡る状況にも変化が生じ、設置に向けた工夫事例も蓄積されたことから、5年1月に第3次改訂。主な改訂内容として、令和2年国勢調査の結果、不登校となっている学齢生徒の受入れ、広報の充実、夜間中学設置までのスケジュール例を記載

文部科学省においては、今後も、教育機会確保法や教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の広報の充実、既存の夜間中学における教育活動の充実や多様な生徒の受入れ拡大を図る取組を行っていきます。

## 第18節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

### 1 小学校就学前教育段階における経済的支援

令和元年5月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、同年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されています<sup>\*35</sup>。

### 2 義務教育に係る教育費負担軽減

義務教育段階では、国公立学校の授業料、教科書は無償となっていますが、これら以外にも学校生活を送るための多くの費

用が必要となっています。例えば、令和3年度子供の学習費調査によると、学用品費などの学校教育費や給食費などは、それぞれ公立小学校で年間約10万円、公立中学校で年間約17万円です。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、学校教育法に基づき、市町村が、学用品の給与などの援助を行う就学援助制度があります。

援助の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、これに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者です。要保護者に係る所要の経費については国がその一部を補助し、準要保護者に係る所要の経費については、地方財政措置が講じられています。

就学援助を受けている児童生徒の割合は、近年、約14%（6から7人に1人）の水準にあり、就学援助制度は重要なものとなっています。

平成29年度からは、小学校等についても「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給できるよう制度改正を行い、地方自治体に対して入学前支給の実施を促してきました。その結果、入学前支給の実施率は、28年度は小学校5.1%、中学校9.3%でしたが、令和4年7月の調査においては小学校84.9%、中学校86.2%まで拡大しました。また、要保護者への援助については、2年6月に「オンライン学習通信費」の費目新設を行ったほか、5年度は中学校の「新入学児童生徒学用品費等」などの単価を引き上げるなど、充実を図っています。

平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しにあっては、生活保護基準額が減額となる場合でも、就学援助に影響が及ばないように、これまで援助を受けていた要保護者等を引き続き国による補助対象としており、準要保護者に対する就学援助についても、できる限り影響が及ばないように対応するよう市町村に依頼

\*35 参照：第2部第4章第13節

しています。

また、平成29年度から令和3年度までの間実施した、「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の成果等を踏まえ、4年度から、私立小中学校等に通う児童生徒が在学中に家計急変した場合の支援の仕組みを拡充し、入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援することとしています。

### 3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

高校生等には、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金(以下、「就学支援金」という。)により支援しています。

就学支援金は、国公私立を問わず、年収約910万円未満世帯の生徒に対し、公立高校の授業料相当の年額11万8,800円が支給されています。令和2年度からは、私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒を対象に、就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準の年額39万6,000円まで大幅な引き上げを行っています。5年4月から、就学支援金制度において、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援できるよう、家計急変世帯への支援の仕組みを創設しました。また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援しており、4年度は第1子への給付額の増額やオンライン通信費相当額の増額により支援の充実を図りました。

このほか、高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒への支援や、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す際に就学支援金の支給期間を超えた場合の支援や、在外教育施設の日本人高校生への支援等も行っています。